## 監 査 委 員 公 表

## 監查委員公表第1号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、長崎県知事及び長崎県教育委員会教育長から平成 27 年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 29 年 1 月 17 日

長崎県監査委員石橋和正同砺山和仁同久野哲同西川克己

H28-01090-04591 28教総第311号 平成28年12月28日

長崎県監査委員 石橋 和正 様 長崎県監査委員 砺山 和仁 様 長崎県監査委員 久野 哲 様 長崎県監査委員 西川 克己 様

長崎県知事中村法道

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

平成27年度包括外部監査の結果に基づく措置について(通知)

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知いたします。

# **<テーマ>指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行、及び管理運営について**

Ι	包括外部監査の結果報告・総論	
	と指定管理者との協定内容の適法性・妥当性	1
I	包括外部監査の結果報告・各論	
	. 雲仙岳災害記念館	2
	. 土石流被災家屋保存公園	(
	一1.長崎歴史文化博物館	Ę
	ー2.長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム	(
	. 長崎亜熱帯植物園	-
	. 長崎県伊王島リゾート公園	10
	. 長崎交通公園	13
	. 海洋スポーツ基地カヤックセンター	14
	. 長崎県看護キャリア支援センター	16
	. 長崎県難病相談・支援センター	17
	0. 長崎県聴覚障害者情報センター	19
	1. 長崎県勤労福祉会館	20
	2. 長崎県民の森	22
	3. 田平公園、平戸公園	23
	4. 長崎県福江港ターミナルビル	25
	5. 長崎県営住宅(西海市)	26
	6. 長崎県立対馬青年の家	28
	7. 長崎県立総合体育館	30

#### 第2 包括外部監査の結果報告・総論

- 5 指摘事項・意見の分析等
- (2)県と指定管理者との協定内容の適法性・妥当性

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	新行政推進室	特に、精算義務については、ガイドライン上においては、利用料金制を導入した場合のみ言及されており、利用料金制を導入していない場合において精算義務が発生するか否かについて一義的に明確でない。 利用料金制を導入していない場合の精算義務の取り扱いについて、誤解が生じないようガイドラインに明記すべきである(指摘事項)。	(措置済) 管理運営経費に対する県負担金については、指定 管理者の自立的な経営努力によりコスト削減を行っ た結果、ある程度の利益が生じたとしても、このよう な自己努力による利益は、原則として当然に、返還 義務等が生じるものではないという指定管理者制度 の趣旨を踏まえ、平成28年12月にガイドラインの改 訂を行い、庁内への周知を図りました。	
p.26	新行政推 進室	ず、基本協定書等に精算条項の有無を記載するようガイドラインに規定すべきである(指摘事項)。	(措置済) 管理運営経費に対する県負担金の精算について、 基本協定等の中でその有無に関わらず条項等を明 記するよう、平成28年12月にガイドラインの改訂を行 い、庁内への周知を図りました。	

1

- 1 雲仙岳災害記念館
- (5)特筆すべき事項

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.41 地域づく 推進課	り ア 入館者数の減少について(指摘事項) 前述したとおり、裏仙岳災害記念館の入館者は、大幅に減少しており、平成15年度は約29万6000人であった入館者数が、平成26年度には初めて10万人を割り込み、平成15年度の約3分の1である約9万8000人まで減少している。個人客、団体客ともに減少しており、近時は修学旅行客数も減少している。かかる入館者数減少を受けて、前述したとおり、平成25年度にはあり方調査が行われ、平成26年度にはあり方調査結果に対する実現可能性調査が行われた。この両調査は、リニューアルに重点を置いた報告となっているが、リニューアルの他にも広報・営業計画や組織体制についても見直すべきとの報告がなされている。 雲仙岳災害記念館は、開館以来、有料展示ゾーンにおけるシアター及び展示物につき変化がなく、リニューアルが行われていないことは、入館者数減少の大きな要因の1つである。あり方調査によれば、再来館率は24%ということであり、魅力的なリニューアルがなされれば再来館率の上昇が期待できる。しかし、リニューアルのみでは、一時的な入館者教の増加は見込めるものの、維助的な入館者教の増加ついては、広報・営業活動が重要である。この点、両調査の報告にあるとおり、現在の広報・営業では不十分であり、抜本的な見直しが必要であると考える。特に、雲仙岳災害記念館は、教育的価値が非常に高い施設であり、小学生・中学生・高校生が授業の一環として定期的に来館する状況が望ましい。現状では、島原市内の小学3年生のみが社会科見学で定期的に訪れているとのことであるが、県内の各市町村教育委員会及び県教育委員会と連携する等して、小学生・中学生・高校生が授業の一環として定期的に来館するように努力すべきである。入館者数の増加を図るべく、リニューアルのみならず、広報・営業計画等の見直しを早急に行うべきであり、この点指摘事項とする(指摘事項)。	また、集客対策における教育委員会との連携については、各市町の校長会等への出席や小中学校の個別訪問などを継続的に行い、記念館の積極的な利用等を依頼いたしました。 加えて、教育庁関係課と連携のあり方について協議を行い、まずは教育庁発行の広報誌に記念館の	
p.42 地域づく 推進課	り イ 指定管理者の非公募による指定について(指摘事項) 前述したとおり、裏仙岳災害記念館における指定管理者の選定は、第1期から第4期までの全てにおいて非公募により行われている。各期における非公募とした主な理由は、以下のとおりである。 ①第1期 ・ガイドラインが特定の団体を指定することができる場合として定める「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に雲仙岳災害記念館が該当すること。 ・県の負担が不要であったこと。 ②第2期 ・雲仙岳記念財団がなければ県の一般財源で負担すべき経費であったこと。 ・指定管理者が雲仙岳記念財団が以外の第三者となった場合には、県費支出の可能性が出る等の支障が生じることが危惧されること。 ・一般公募の前提であるできに技本的な改革が必要とされる」という判断を下す状況にないと考えられること。 ・泉の負担金が収いこと。 ・実仙岳記念財団の役員構成が災害伝承や地域活性化に資する体制であること。 ・泉の負担金が収いこと。 ・雲仙岳記念財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切であること。 ・第4個岳記念財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切であること。 ・第4個岳記念財団を指定することが県の負担面のみならず雲仙岳災害記念館の設置目的を達成するためにも適切であること。 第1期から第4期まで一貫して非公募の理由とされているのが、県の負担金がないという。広である。これは、第1期から現在に至るまで指定管理者として指定さまの意味の管理連営を目的として設立されたことが大きく関係している。すななわた、霊仙岳記念財団は、同基金から寄付された財産を運用して、その運用益等をもって霊仙岳災害記念館の管理連営を行うために設立された団体であり、雲仙岳記念館財団は、同基金から寄付された財産を運用して、その運用益等ももって霊仙岳災害記念館の管理連営を行うために設立された団体であり、雲仙岳記念館はももそも県の負担金が発生しないとを前提として設立されたものと考えられる。 ・しかに、指定管理者制度導入当初においては、非公募によって霊仙岳災害配念館のを理由が存在したと考える。すなわら、霊仙岳記念財団を持定を管理者とはずらととを前提として設立されたらめて表とはの指とまない場であり、ガイドラインにいままると判断すると判断するとは可能であり、ガイドラインにいう非公募にできる例が的な要件に対している要件に対している。とも判断するとと判断することは可能であり、ガイドラインにいう非公募にできる例が的な要件の返用を持てわれた。全地石炭の流療を使用して、その運用な事を行わない合理的な理由があると場合に該当すると判断することは「統立は、第3期の期間である平成4年度以降急激に入館者数が減少していることに前の運用益を利用した選別によりき組みを整理しつつ、経営の部分においては、第3期の期間である平成4年度以降急激に入館者数が減少していることに前の変更に拠しするとはあるが表と対しまれているのでは、第3期の期間である平成なが高速できる。またいは、第3期の財産に対しないまれているのでは、第3年間では、第4年間では	は、公募を実施する方向で、課題等の整理を含め検討を進めております。	指定管理者選定において公募を行うべきとの指摘 事項については、次回(平成30年度)の更新において公募を実施できるように検討を行っているにつるところであります。 開館当初から指定管理を受けている「公益財団法 人 雲仙岳災害記念財団」は、本施設の管理運営を 行うことを目的として設立された団体であり、かつ、施設運営の財源となる基金の運用管理を行っています。 このように、一般的な指定管理をとは異なる背景があることから、公募を実施した場合に想定される問題点(財団の存続や基金の扱い)等について関係機関と協議を進めてまいります。

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

2 土石流被災家屋保存公園

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.54	地域づくり推進	オーラ算と実績の乖離に関して(意見) 土石流被災家屋保存公園(以下「保存公園」という。)管理業務に関しての平成18年度から平成26年度の各事業年度の予算と実績の推移は下記のとおりである。【監査結果報告書く打事際】 上記から明らかなように、予算と実績の乖離が毎年度多額になっている。 負担金に関しては、長崎県と南島原市との基本協定第18条(本業務に要する経費の負担金)において、下記のように定められている。 (本業務に要する経費の負担金) 第18条 甲(長崎県)は、本業務実施の対価として、乙(南島原市)に対して負担金を支払う。 2 甲が乙に対して支払う負担金は、各事業年度ごとに概算で支弁しこれを精算するものとする。 3 甲が乙に対して支払う負担金額については、別途年度協定に定めるものとする。 つまり予算と実績が乖離していたとしても、最終的に精算されるので、特に問題は無いと思われるが、そもそも毎年これだけの予算と実績に差が生じているということは、予算の計上根拠が不適切であることを露呈しているものと思われる。 実際に経費算出根拠資料によると、基本的に過去の実績額を参考に算出と記載されているが、明らかに過去の実績よりも多額に予算が計上されている事は明らかであり、算出根拠としては妥当性が見いだせない状況である。 また、平成27年度から平成29年度の管理経費算出根拠資料に記載された予算額は下記のとおりであるが、数値は過去の予算計上額とそこまで変更されていない。また、平成27年度から平成29年度の管理経費算出根拠資料に記載された予算額は下記のとおりであるが、数値は過去の予算計上額とそこまで変更されていない。また、平成26年度においては消費税の改正による税率変更により期中に年度協定の変更が行われているが、その消費税率の変更に関しての平成27年度以降の予算額への反映もなされていない状況を見る限り、到底予算の見込みが正確になされているとは言い難い状況である。 適正な県負担額を算出するために、明確な根拠のもとでの予算を算出することが望ましい(意見)。	(措置未済) 平成29年度当初予算編成に向けて、これまでの予算計上の方法を見直し、明確な根拠に基づいた予算額の算出に努めております。	
p.55	・地域づくり 推進課	カ 物品管理に関して(指摘事項) 長崎県と南島原市との基本協定第4条(管理物件)では、下記のように定められている。 (管理物件) 第4条 本業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、別紙1のとおりとする。 2 乙(南島原市)は、善良なる管理者の注意義務をもって管理物件を管理しなければならない。 備品の管理状況を確認したところ、平成25年2月15日購入の取得価額63,000円の通信音響機器(アンブ)に関して、備品シールが貼付されていなかった。 この原因としては、基本協定別紙1に上記の通信音響機器(アンブ)が記載されていないこと、及び長崎県から南島原市に対して物品管理簿が交付されていないことがありられる。 物品管理を適正に行うため、基本協定書別紙1に上記の通信音響機器(アンブ)を追加記載し、南島原市に対して物品管理簿の交付を行った上、物品管理簿 に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理するべきである(指摘事項)。	(措置済) 通信音響機器(アンプ)については、直ちに(平成 28年3月)、備品シールを貼付いたしました。 また、平成28年度から基本協定書へ記載するとと もに、南島原市へ物品管理簿を交付しております。	
p.56	地域づくり 推進課	キ 年度協定における消費税の取り扱いについて(指摘事項) 長崎県と南島原市との年度協定第4条(負担金)における負担金の金額に関しては、金額のみが記載されているが、それだけでは消費税込なのか、消費税抜きなのかの判断ができないと思われる。 よって、消費税に関する文言を追加すべきである(指摘事項)。	(措置済) 平成28年度の年度協定から消費税に関する文言 を追加いたしました。	
p.56	i 地域づくり 推進課	ク 負担金の支払時期に関して(指摘事項) 負担金の支払時期に関しては、基本協定、年度協定のいずれにおいても、具体的に記載されていない。 そのため各年度で請求書の提出、負担金の支払時期が大幅に異なっている。 このような状態では、長崎県、南島原市双方ともに支払に関しての事務を失念するような事態も皆無ではなく、支出負担行為に影響を及ぼす可能性もある。 よって、負担金に関して、基本協定又は年度協定においてその支払時期を記載すべきである(指摘事項)。	(措置済) 平成28年度の年度協定から支払日に関する条項 を追加いたしました。	
p.56	地域づくり推進課	ケ 本施設の利用状況に関して(意見) 長崎県と南島原市との基本協定第15条(業務報告書の提出)2項(2)「本施設の利用状況」に関して、今現在みずなし本陣の利用者実績の算出方法は、情報 提供施設にみずなし本陣の職員1名を配置して、1時間ごとに駐車場に駐車している車の数をカウントすることにより算出している。そもそも保存公園には常時 損を配置している訳でもなく、この方法は観光統計の数値を算出する際に利用されている事、みずなし本陣に来た観光客のほとんどが保存公園に来るとの前提 から便宜的に採用されている事は理解できるが、算出された利用者実績の数値がアバウトな数値でしかない事は明確であり、保存公園自体の利用者実績をよ り正確に把握する論理的な手法を検討することが望ましい(意見)。	するため、調査を実施しており、土石流被災家屋保	新たな利用者実績の把握手法について、平成29年度からの実施に向けて、他の公園などの事例を参考にしながら、費用対効果の観点も考慮しつつ、検討してまいります。

- 2 土石流被災家屋保存公園
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.57	7 地域づくり 推進課	コリスク分担に関して(指摘事項) 指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、「リスク管理・責任分担事項として、大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、運営 管理にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領において周知するとともに、協定等において事前に 定めるものとする。」と記載されている。 長崎県と南島原市との基本協定にはリスク分担に関する条項が具体的に定められていない。 例えば管理施設の修繕に関しては、基本協定第11条(管理施設の修繕等)において、「管理施設の修繕等の業務については、甲の負担において実施する。管 理施設の小規模な修繕等の業務については、別に年度協定に定める小規模修繕費の範囲内において、こが実施するものとする。」と定められているのみであり、年度協定の別紙にも小規模修繕の総額の予算額のみ記載され、案件ごとの修繕金額基準に関しては記載されていない。 通常指定管理者制度でのリスク分担として取り決められている物価変動、金利変動その他の事項に関しても、年度協定等に記載がなされていない状況であることからも、基本協定においてリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成するべきである(指摘事項)。	(措置済) 平成28年度に基本協定を改定し、リスク分担に関する条項を追加いたしました。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

#### 3-1 長崎歴史文化博物館

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.66	文化振興	ア 第2期及び第3期の北京管理者の指定について(意見) 第2期及び第3期及い第3期は、いずれも指定管理者の指定期間が6年となっている。 県が作成した指定管理者の指定期間が6年となっている。 県が作成した指定管理者制度の運用に関するがカイライン」(以下「ガイドライン」という。)においては、指定管理者の指定期間について、以下のとおり定められている。 「・会館等施設で維持管理業務が主たる業務の場合 3年以内 ・ より安定的な管理が必要で、業務に専門性が認められる場合。5年以内を一応の目安とする。ただし、施設の効果的かつ安定的な管理運営ならびに指定 管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができることとする。」  長崎歴史文化博物館は、貴重な収蔵資料の収集・保管・修復等、その業務には専門性が認められることから、ガイドライン上は、指定管理者の指定期間は5年以内となるのが原則である。 しかし、前述したとおり、ガイドラインにおいては、「施設の効果的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができることとする」と規定されていることから、長崎歴史文化博物館がかかる例外要件に該当するかにつき以下検討する。 この点、県は、「平成19年5月24日には日本学術会議声明『博物館(美術館を含む。)は、展示に関しても他館からの資料借用等を伴う場合は、実現まで13年以上を要することがしばしばてあることから、指定管理期間は10年(既存館)~15年(新設館)を目安とすることが望ましい。計あり、民間から年を経営計画を策定することから、指定管理期間は10年(既存館)~15年(新設定しております」との見解である。 このに、果は、「平成19年5月24日には日本学術会議声が出て代表で観かまると開び設定しております」との見解である。 この上、日本学術会議声明が、展示に関する他館からの資料借用に伴う期間を根拠に10年~10月を指定ではましていることには合理的根拠があるものと考える。 しかし、果が主場する「民間が3年で経営計画を策定する」という明確な程拠は見出せない、経営計画に技策での指定制での実践を指することので表別を記されているが、表別を対象の手である。また、仮に、3年で経営計画を策定する」という時だったとしても、「指定管理者としているとはまままま」といるが、これは素直に解せば、現在の指定管理者である。この点、果は最終的に引き返り書き、第2月1日にはない。まず、民間が3年の第2月を開きままという。「指定機能とない」に対象に対しては、実現までに3年とはならこれではまた。「指定機能を理を指した」といることには表別に対しては、1月の第2月ではない。までは1月で増入的でで表別を理るといる。「対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対象の対	(措置未済) 現在、第2期の指定管理期間について検証を行って いるところであり、第4期の指定管理者募集の方針が 決定する平成32年度までに研究を行います。	指定管理期間については、ご意見をいただきましたとおり、2期目から期間を6年間としており、3期目も同様になっております。今後6年間の第3期指定期間中に第2期の検証を行い、第4期の指定期間を検討していきたいと考えています。
	7 文化振興課	イ 指定管理者に対する指導等について (ア)博物館資料の管理について(意見) 「長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館資料の管理等基準」(以下「管理等基準」という。)第2条において、「資料の管理は、指定管理者が行う」と規定されて いる。 また、長崎歴史文化博物館に収蔵されている資料は約48,000点存在するところ、基本協定書別紙2「指定管理業務の範囲」においては、指定管理業務の範囲 について「収蔵資料の情報を適正に管理、更新するとともに、収蔵資料については、年間1,000点以上の点検を行う。うち、重要物品である収蔵資料については 毎年全数点検を行う。」と記載されている。 さらに、管理等基準第4条では、「県は、資料の管理状況を、随時点検するとともに、指定管理者に対して適切な指導助言を行う」と規定されている。 指定管理者と県は、これらの規定等に基づき資料の点検を行っているが、県は、資料の点検について文書等による報告書を作成していない。 約48,000点という資料を点検・管理するには相当の時間と作業量が必要と思われる。 よって、資料を点検する際には、随時記録に残し管理することが望ましい(意見)。	13日、10月26日に提出されたので、今後の調査結果 についても報告書が提出される予定です。	
р.68	文化振興課	(イ)会計帳簿等の指導について(意見) 基本協定書第25条では、「県は、長崎歴史文化博物館の管理の適正を期するため、指定管理者に対して指定管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査及び評価を行い、又は必要な指示をすることができる。」と規定されており、県は、この規定に基づき、指定管理者の会計帳簿等を調査している。 ただし、県は、その調査において、会計帳簿の主要簿である総勘定元帳や、その集計表である残高試算表を確認していない。 これは、指定管理者の本店が県外にあり、会計帳簿の作成が県外で行われているため、長崎歴史文化博物館内にある指定管理者の事務所に保管されていないためである。 県は、指定管理者が会計ソフトから抽出して作成した会計データの一覧表や集計表をもとに、事業報告書や領収証等の証憑書類と突合しており、一定程度の正確性は確保できていると思われる。 しかし、会計データの一覧表が勘定科目ごとに集計されていないため、勘定科目の集計確認が必要となる等、調査に時間がかかる事が予想される。 県は、指定管理者の事務所内に、総勘定元帳や残高試算表の写し等の書類の保管を求め、これらに基づき調査をすることが望ましい(意見)。	(措置未済) 総勘定元帳や残高試算表の写しは、指定管理者の 乃村工藝社内部で長崎歴史文化博物館の事務所に 保管する範囲について検討中との報告を受けていま す。 会計データの一覧表の整理については、11月19日 に実施した負担金中間検査にて勘定科目ごとに集 計した会計データー覧表にて検査を行ったが、まだ 改善を要する部分があったため、更なる改善を行う よう引き続き指導を行う。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

3-2 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
р.76	文化振興	(イ)設置建物について 上記のとおり、入場者数は目標とした数字を大幅に下回っている。 これは、当初計画したクルーズ船等による外国人と教育関係者の入場者数がほとんどなかったことによるものであるが、その原因の一つに、梅屋庄吉ミュージ アムの存在する建物の特性によるところが大きいと思われる。 梅屋庄吉ミュージアムは、旧香港上海銀行長崎支店記念館(以下「記念館」という。) 内に存在し、県は、この記念館がクルーズ船の乗降場所の近くにあるため、クルーズ船の観光客や出航待ちの乗船者等の入場者を見込んでいた。 この記念館は国指定重要文化財であり、建物外に看板を出せない、飲食物を提供できない等様々な制約が課されているため、記念館は、建物の特性上、観光客を誘導するのが難しい。 プルーズ船で訪れた観光客向けに、ターミナルでパネル・ポスターを掲示して宣伝する予定とのことだが、それでどれだけの効果があるか不明である。また、建物内は、エレベータがなく階段の勾配が急なため、車いすや高齢者等の入場は難しいと思われる。ホテルやノストランに割引券を配布したり、グラバー園との共同チケットを作成する等、営業及び広報活動を積極的に行っている点は評価できるが、前述した建物の特性に鑑みると、有料展示室入場者数が当初計画の3万人にまで大幅に増加することは考えにくい。 (ウ)意見 梅屋庄吉ミュージアムは、設置されてから約2年しか経っておらず、認知度向上にむけた取組みの中途であると考えられることから、当面は梅屋庄吉ミュージアムにおける展示やイベント等の情報発信の強化、教育普及活動の充実によって施設認知度の向上を図るほか、観光客の来館を促すためのパネル・ポスター等の掲示等により入場者の増加を図っていくべきである。ただし、それでもなお入場者数が増加しない場合には、観光客が訪れやすい場所等への移転を検討することが望ましい(意見)。	化については、以下の取り組みを行っています。 H28.1月 ランタンフェスティバルイベントについて H28.1月 開館二周年事業 H28.5月 資料寄贈への感謝状贈呈式について H28.7月 夏のイベント情報について H28.9月 居留地まつりイベントについて 教育普及活動の充実による施設認知度の向上につ いては、以下の取り組みを行っています。 長崎の宝・発見発信事業説明会における施設PRと説明(6/8) 公立中学校校長会における施設PRと説明(7/8) 夏期教員研修会の開催(7/29) パネル・ポスター等の掲示等については、以下の取り組みを行っています。 松が核国際ターミナルへのポスター掲出(6月) 3か国語(日中英)看板の玄関部分への設置(6月) 長崎歴史文化博物館館内へのPRパネル設置(8月) 松が核国際ターミナルでのクルーズ船による外国 人観光客に対して割引券付きパンフレット(中・英)配 布(9月) クルーズ船入港時の建物への懸垂幕の設置(12月)	設置建物については、所有者の長崎市に対し新たな施設活用計画の策定を要望し、文化財担当部署とも調整を図りながら、施設による制約を少なくすることを目指してまいります。 長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムの移転については、各種誘客対策の結果や現在設置している建物の状況をみながら検討してまいります。

- 4 長崎亜熱帯植物園
- (5)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.90	観光振興課	エ リスク負担について (ア)以スク負担の明確化について(指摘事項) 前述したとおり、以スク負担については、「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」別紙3において「リスク分担表」が定められているものの、施設及 び備品の修繕に関するリスク負担については、「長崎県亜熱帯植物園の管理に関する基本協定書」別紙3において「リスク分担表」が定められているものの、施設及 び備品の修繕に関するリスク負担については明示的に規定されておらず「協議事項」とされている。 この点、カイドラインにおいては、「大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、管理運営にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理に ついて想定しうるものは、紛争防止のため募集要領にて周知するとともに、協定等において事前に定めることとする。」とした上で、具体例として、「施設等が損傷 した場合の負担者」を挙げている。これは、経年劣化等により施設や備品が損傷することは通常起こり得ることである上、明確に規定していないと立場の弱い指定管理者側が無制限にそのリスクを負担せざるを得ない事態となりかねないことから、指定管理者の予測可能性及び公平なリスク負担の観点から、予め明示されることが規定されているものであると考える。 指定管理者制度を導入している他の施設において、経年劣化等通常の修繕に関するリスク負担については明示的に規定されていることに鑑みても、長崎県亜熱帯植物園においてかかるリスク負担が明示されていないことは相当ではない。 施設及び備品の修繕に関するリスク負担について、指定管理者との協定等において明示的に規定することが必要であり、この点指摘事項とする。	<u>①基本協定書第6条第3項</u> 【変更前基本協定書】	
			【変更後基本協定書】 甲所有施設等が経年劣化等により指定管理業務 実施の用に供することができなくなった場合、甲乙協議のうえ必要に応じて、原則、次の基準に基づき甲 所有施設等を購入、調達または修繕するものとする。 《基準》 ・1件あたりの購入等金額が1,000,000円未満 の場合、この費用により実施 ・1件あたりの購入等金額が1,000,000円以上 の場合、甲の費用により実施 ただし、実施にあたっては該当案件の内容や数、 緊急性等により、この基準によらない場合がある。そ の場合の取り扱いについては、甲乙協議のうえ決定するものとする。	
			②基本協定書「別紙3 リスク分担表」の関係部分 【変更前「リスク分担表」のうち関係部分】 リスクの種類 内容 負担者 設置者 指定管理者 施設等の開稿 管理者としての注意素形をかたことよるもの 日本学れに参管理との意知によらない施設、設備、協議事項 協議事項 場合の解析 アナウス アナー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			【変更後「リスク分担表」のうち関係部分】    リスクの種類   内容   負担者   放置者   加定管理者   加度管理者   加定管理者   加度管理者   加度	

- 4 長崎亜熱帯植物園
- (5)特筆すべき事項

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.91 観光振興 課	(イ)リスクの負担方法について(意見) 施設の修繕費は、前述した「リスク分担表」により、県又は指定管理者が負担することとなっており、県が負担すべき修繕費は、その修繕を行った業者に、県が 直接支払うべきものと思われる。 平成26年度に、スローブカー給電用トロリー取替工事費他3件6,728,400円の修繕費があるが、これは、「リスク分担表」の「施設・備品等の損傷」に該当し、その 負担は協議事項となっている。 この修繕費は、協議の結果、県が負担することとなったが、その負担方法は、年度協定書の一部を変更し、この修繕費に見合う負担金を県が追加支給するこ ととされた。 この結果、指定管理者は、県から負担金を受取り、修繕の施工業者へ修繕費を支出している。 この方法で県が修繕費を負担する場合、修繕費が発生する度に年度協定書を変更する必要があるため、合理的な方法とはいえない。 県は、修繕費を負担する場合、修繕の施工業者と直接取引をすることが望ましい(意見)。	(措置済) 平成28年度の施設の修繕について、県が実施すべき施設の修繕については、県において適切に実施しております。	
p.91 観光振興 課	成25年度には943万2000円、平成26年度には1,021万円であった。 入園者が基本的に減少の一途をたどっているのは、複数の要因が複合的に重なっているものと思われるが、現地確認を実施した中で、取り組むべき根本的課題があると感じられた。 ここでは、以下の2点について指摘する。	(措置済) 指定管理者に指導をおこない、植物園スタッフ全員の意識改善を図るべく、営業開始前の朝礼等で声かけを実施するとともに、スタッフの業務区分に関わらず、気付いたスタップが看板の倒れ等を直すよう指導する等、日頃より意識改善に取り組んでおります。看板の状態等については、適切な状態を維持できるよう、植物園スタッフ全員の意識改善を図ってまいります。	
p.93 観光振興 課		たる入園者の安全確保が困難な状況であること等から、平成29年3月31日をもって閉園することとしております。 そのため、フラワーガーデン温室のボイラー及びカスケードの修繕は実施せず、これまで同様、展示方法の工夫等により、来園者の皆様にご満足していただけるよう、残る営業期間も引き続き取り組んでまいります。	

- 4 長崎亜熱帯植物園
- (5)特筆すべき事項

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.94 観光振興 課	カ 地すベリについて(意見) (ア)地すベリ発生等の経過概要 ① 平成3年度、果樹温室下において50cm以上の地すベリ変動を確認した他、合計4か所で地すベリを確認。 ② 平成5年度、ビジターセンター横、温室付近において、1.0~1.4メートル以上の地すベリ変動を確認。 ③ 平成9年度、駐車場下においていては、ルールル以上の地すベリ変動を確認。 ④ 平成18年度、駐車場下においていては、かから変動を確認した他、Bブロックの下部斜面通路において4.5メートルの地すベリ変動を確認。 ⑤ 平成24年度以降毎年、駐車場下及びうさぎ小屋・冒険広場ロータリー等合計4個所において地すベリの累積変動を確認。 (イ)地すベリ対策 地すベリ変動については、県も発生当初から認識しており、その都度対策工事も行われており、現在においては、伸縮計・孔内傾斜計・雨量計を設置し24時間態勢で監視を行い安全確保に努めている。 また、県は、平成25年度及び平成26年度に、外部業者に対して地すベリエ事対策のための観測業務や地すベリ発生状況の把握、対策工事費の算定を委託した上、平成27年7月27日、「長崎県亜熱帯植物園の地すベリに関する意見聴取会」(以下「意見聴取会」という。)を開催し、「地すベリ対策工に対する提言」(以下「地すベリ対策提言」という。)をいただいている。なお、かかる地すベリ変動が顕著なA、以下のをおりである。 ① 地下水排除等の抑制工主体の対策を講じつつ、地すベリ変動が顕著なA、以下のとおりである。 ② 併せて、ソフト対策(対策工の効果確認及び来園者の安全健保のために、観測による警戒・監視態勢を敷く。)を講じる。 また、意見聴取会によれば、地すベリ対策提言と基づく対策工事を行った場合、最低限必要と見込まれる概算事業費(工事費・概算調査費・設計費の合計)は約31億円にのぼり、休園せずにかかる工事を実施した場合、別途海上輸送費として約5億円が必要とのことである。 (ウ)意見 入園者の安全性に関わる重要な問題であることから、地すベリ対策提言に基づき相当な予算を講じて抜本的な対策を講じるか、移転・廃園を含めた本格的な検討を急ぐことが望ましい(意見)。		

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

5 長崎県伊王島リゾート公園

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	課	ア 第1期、第2期を非公募としたこ及び選定方法について(意見) (ア)前述のように、第1期及び第2期については、いずれも非公募で指定管理者が選定され、また、いずれも選定委員会が開催されていない。 (イ)第1期において、非公募とした理由は下記のとおりである。 ・ 公園は、隣接するリゾート施設を一体的に活用されてきた経緯があり、今後とも一体的に行われることが、双方の施設の有効活用や管理の効率化につながる。 ・ やすらぎ伊王島スタッフのノウハウを活用することで、円滑な施設の運営が期待できるとともに、管理運営経費の縮減が図れる。 (ウ)第2期において、非公募とした理由は下記のとおりである。 長崎県伊王島リゾート公園(以下「公園」という。)は、隣接するリゾート施設「やすらぎ伊王島」(旧ルネサンス長崎・伊王島) 」の周辺整備事業として整備され、一体的に利用されてきた経緯がある。 今後も「やすらぎ伊王島」と一体的に利用・管理されることが、公園の有効活用につながるうえ、効率的な管理も可能となる。また、「やすらぎ伊王島」に受護者をある長崎市は、平成18年度から平成27年度まで株実に呼らいている。「現指定管理期間・平成18年11日~平成23年3月31日) 以上のことから、指定管理者がようインの中の公募を行わない例「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」に該当するものであり非公募とした。 (エ)指定管理者制度の導入に関するガイドライン(以下で)カーシーン」という。)には、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば、特定の団体を指定することができる」と記載されている。よ記の非公募とした理由は、要するに隣接するリゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のノウハウが活用できるということである。隣接する長崎市の当該リゾート施設は、指定管理者制度導入前も(株)にPG HOTEL&RESORT(当時の名称は(株)・ドウィンによりでは発われてきた経緯があり、そのリゾート施設のフィッカが活用できるということである。隣接する長崎市の当該リゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のアンハウが活用できるということである。隣接する長崎市の当該リゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のアンハウが活用できるということである。関係する長崎市の当該リゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のアンハウが活用できるということである。隣接する長崎市の当該リゾート施設と公園が一体的に活用されてきた経緯があり、そのリゾート施設のアンハウが活用できるということである。際接する必要した。「大定管理者制度の不成が、第1期、第2期ともに選定委員会が開催されているい。  (オ)第3期は公募の上、選定委員会の審査を経て候補者を決定しているところ、今後も、第3期の選定のように、公募により、選定委員会の審査を経て候補者を決定するべきである(意見)。		
p.103	観光振興課	イ 会計区分に関して(指摘事項) 基本協定書第15条2項で「指定管理業務に関する会計処理については、他の事業から独立した会計区分としなければならない」と規定されているが、現状は独立した会計区分となっていない。よって、基本協定書に従い、独立した会計区分にすべきである。仮に、指定管理者の管理実態、経費の算出方法から、独立した会計区分とすることが困難な場合は、基本協定書自体を変更するとともに、管理状況や経費の実態が確認できる書類を完備すべきである(指摘事項)。	平成28年3月30日に締結した変更基本協定書において、次のとおり基本協定書を変更済みです。(※以	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

5 長崎県伊王島リゾート公園

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.104	観光振興課	ウ 事業報告書の提出書類に関して(指摘事項) 基本協定書第15条・項の事業報告書に関して、今現在提出されているものは各月の公園の管理運営に要した経費の実績と指定管理業務の実施報告書のみであり、同条項で記載が求められている入園者数等の成果指標は記載されていない。 基本協定書で要求された事項を全て記載すべきである。 仮に、このような指標の記載が困難な場合は、基本協定書自体を変更すべきである(指摘事項)。	(措置済) 平成28年3月30日に締結した変更基本協定書において、次のとおり基本協定書を変更済みです。(※以下文章中、乙は指定管理者を指す) 〈変更節系〉 基本協定書第15条第1項 【変更前基本協定書】 乙は、一部へ各事業年度の実施事業内容、公園の利用状況、入園者数等の成果指標、管理運営に要した経費等の収支状況等を一(略)~提出しなければならない。 【変更後基本協定書】 こは、一部)へ各事業年度の実施事業内容、公園の利用状況、管理運営に要した経費等の収支状況等を一(略)~提出しなければならない。 【変更後基本協定書】	
p.104	観光振興課	工 修繕に関して(指摘事項) 施設の修繕に関しては、基本協定書第9条(管理に要する経費の負担)第3項において、「自然災害等で大規模修繕が必要となった場合(軽易な維持補修)消耗品交換など)を除く。)、その費用については、原則、甲が負担するものとし、甲乙協議するものとする。」と規定され、基本協定書の別紙「伊王島リゾート公園の維持管理要求水準」(以下「要求水準」という。)では「2. 要求水準④公園施設の維持管理及び軽微な補修「施設修繕及び改良』事項として、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良等は、協議のうえ県が実施することとする。(災害等によるものも含む。)」と記載されているのみである。すなわち、施設の修繕に関して、基本協定書においてはリスク分担が具体的に規定されておらず、またリスク分担表では「不可抗力」及び「施設等の損傷」欄で県と指定管理者のどちらがリスクを負担するかを定めているが、基本協定書及びリスク分担表において、通常施設及び備品修繕に関しての具体的な記載がなされていない。施設の修繕等に関し、基本協定書において金額区分などを具体的に記載すべきである(指摘事項)。	下文章中、甲は長崎県、乙は指定管理者を指す) 〈変更箇所〉 ※基本協定書第9条第4項として新たに規定	
p.104	観光振興課	オ 外灯の修繕に関して(意見) 公園内の外灯に関して、2灯用のうち2基(それぞれ1灯が損傷)、1灯用のうち1基が平成24年度に発生した台風により損傷しており外灯がつかなくなったままで 放置されている状況である。このような状況は、夜間の安全性の面で問題が生じると思われる。 上記「エ 修繕に関して」で記載した要求水準から判断すると県が修繕を実施すべき事項と考えられるため、早急に修繕すべきである(意見)。	(措置未済) 平成29年度に修繕が実施できるよう、必要な予算 を要求しております。	外灯の修繕については、今後適切に対処してまい ります。
p.105	課	カ 精算条項の不存在(指摘事項) 負担金に関して、基本協定第9条(管理に要する経費の負担)で下記のように定められている。 第9条 甲は、乙に対し、各事業年度毎に乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費(以下「事業経費」という。)のうち、別途「年度協定」に定める金額を、 伊王島リゾート公園管理運営負担金(以下「負担金」という。)として、各事業年度毎に支払うものとする。 2 事業経費については、甲が乙に対して支払う負担金をもって充てるものとする。 3 自然災害等で大規模修繕が必要となった場合(軽易な維持補修(消耗品交換など)を除く。)、その費用については、原則、甲が負担するものとし、甲乙協議するものとする。 しかし、予算と決算とで乖離が生じた場合の精算条項については、基本協定書には規定されておらず、年度協定書においては規定している年度と規定していない年度とがあり、その取り扱いにばらつきが見られる。 伊王島リゾート公園の指定管理に関する負担金は、利用料金制度を採用していないにもかかわらず負担金の精算は行われないという特殊なケースであることからすると、基本協定書は長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであるから、基本協定書において精算条項を規定するべきである(指摘事項)。	(措置済) 平成28年3月30日に締結した変更基本協定書において、次のとおり基本協定書を変更済みです。(※以下文章中、甲は長崎県、乙は指定管理者を指す) 〈変更箇所〉 ※基本協定書第10条第2項として新たに規定 甲は、前条第1項に規定する負担金について、乙が第4条で示した水準通りに指定管理業務を確実に 実施する中で、第15条の規定による収支決算の結果、経費の節減などこの経営努力により余剰金が生じたとき、又は過不足が生じたときについても、その精算は行わないものとする。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

5 長崎県伊王島リゾート公園

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.105	課	十、収支予算書の作成に関して(意見) 別紙の収支計算書推移表でも明らかなように、支出のうち、人件費及び消耗品費、その他項目に関して、予算と決算で指定管理者導入の平成18年以降毎年 相当額の乖離が見受けられる。 また、指定管理者からの事業計画書に記載されている内容と、事業報告書に計上されている経費の内容が、平成18年度以降ほぼ合致しておらず、県の予算 の算出根拠についても、平成18年度の指定管理者制度導入以降、見直しは行われていない。ともに、実態が反映されていない状況がこれまで続いている。 予算額と決算額の乖離については、県が求める要求水準以上の頻度で指定管理者が芝刈等の業務を行っていることが大きな要因となっているが、県の予算 の算出については、実績に合わせた積算を行うべきである(意見)。	(措置済) 平成29年度の予算要求にあたっては、実績に合わせた積算に基づき、必要な予算を要求しております。	
p.106	課	ク管理運営に要した経費等の収支状況等の確認に関して(指摘事項) 基本協定書第15条で提出が求められている管理運営に要した経費等の収支状況に関して、平成26年度において提出された経費の実績が誤りであることが監査実施日に報告された。 当初提出された実績と修正された実績は以下のとおりである。【監査結果報告書106頁参照】 人件費の誤りの原因は業務日数のカウント誤り、消耗品費及びその他(燃料費)に関しては単価、係数の誤りによるものであるが、特に人件費に関しては11月分において12月1日実施分を11月31日実施分として、2月分として3月2日実施分を2月30日実施分として、いずれも誤計上(二重計上)したことによる間違いで、基本協定書第15条で提出が求められている指定管理業務の実施状況を精査していれば誤りを発見しうるものであると考えられる。また、県は、指定管理者から報告を受けた収支計算書と、総勘定元帳や証憑書類(領収証、請求書等)との突合による検証を行っていない。ところで、地方自治法案244条の第10項では、「普通地力公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定められている。また、本協定書第16条(甲による業務実施状況の確認)では、「甲は、前条におんず発したを事務の実施状況及び施設の管理が確認を行うものとする。甲は、前条における確認のほか、こによる業務実施は況等を確認することを目的として、随時、公園へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。」、基本協定書21条(業務状況報告の徴収等)においては、「知事は、法第244条の実第10項の規定に基づき、この管理する公園の管理の適正を期するため、こに対して業務又は経理の状況に関し報任を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。」と定められている。まりにガイドラインにおいても、県によるモニタリングとして、「運営経費の県負担を伴う場合は、事業報告書の内容等を踏まえ検証し、必要に応じ負担額の改定等を行う」とされている。以上を踏まえ、県は、指定管理者から報告を受けた業務報告、事業報告書等の精査を確実に実施すべきである。さらに、今現在提出されている事業報告書等の支出金額が、全て税抜金額となっている。支出金額を厳密に算定するためにも、消費税込の金額を記載すべきである(指摘事項)。	監査を今年度中に実施することとしており、現在、指 定管理者と日程等を調整しております。(平成29年1 月~3月に実施予定)	
p.106	観光振興課	<ul> <li>         ケ 事業計画書の提出に関して(指摘事項)         基本協定書第8条(事業計画書)において、「乙は、各事業年度毎に甲が指定する日までに事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならない。」と定められているが、平成27年度の年度協定書を締結する際に、平成27年度の事業計画書の提出が省略されている。</li></ul>	平成28年度の事業計画書については、平成28年3月22日に指定管理者より提出を受けております。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

6 長崎交通公園

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.115 交通·地域安全課	ア 第1期指定管理者の非公募による指定について(意見) 前述したとおり、第1期は、非公募によって指定管理者が選定されている。 ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されている。そして、公募を行わない例の1つとして「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」が挙げられている。 この点、第1期における非公募理由の1つである「行革大綱に則り、現在長崎市への移管について市と協議中であり、公募とすれば、現状の市1/2負担の見直しに及ぶ可能性もある。」という点は、ガイドラインに規定された「特別の事情」に該当する。 また、非公募理由の1つの「長崎交通公園は『交通安全教育』という国、県の施策に則った施設である。」という点は、長崎交通公園の「児童等に対し、交通知識の普及及びかん養を図る」という設置目的が、県の「交通安全教育」という施策と密接に関係しており、この点は「公募を行わない合理的理由」の一因となり得る。 しかし、第2期以降は指定管理者の公募がなされていることに鑑みても、財団法人長崎県交通安全協会(以下「交通安全協会」という。)以外の団体では長崎交通公園の設置目的を達成しがたいとする根拠は見出せず、関係書類にもかかる根拠は明示されていない。また、その他に非公募とした合理的理由は見当たらない。 そうすると、第1期において「公募を行わない合理的理由」は存在しなかったというべきである。 指定管理者選定にあたって公募が原則とされた趣旨は、幅広い参入の機会を確保し、選定手続の公正かつ透明性を確保する点にあることに鑑みると、非公募とするのはガイドラインにいう例外要件に該当する場合に限られるというべきであり、今後仮に非公募とする場合には、かかる例外要件該当性の有無を慎重 に判断することが望ましい(意見)。	日)以降の指定管理者の選定については公募により 実施しております。 次期(第5期指定期間、平成30年4月1日~平成33年 3月31日)以降の指定管理者の選定についても公募 により実施することで予定しております。	
p.116 交通·地域 安全課	イ 自動販売機設置手数料について(意見) (ア)経過 i) 平成21年度途中、指定管理者である交通安全協会がV・ファーレン及び飲料業者の三者間で契約を締結し、長崎交通公園内に自動販売機を設置した。 ii) そして、交通安全協会が指定管理者として県に提出した平成21年度の事業報告書(収支決算書の収入実績欄)に、かかる自動販売機設置手数料の記載が存在しなかったことから、県監査事務局によって、平成22年1月11日、年度の事業報告書に記載し報告するよう指導がなされた。 また、平成23年4月18日、県内部において協議がなされ、県監査事務局からは以下の見解が示された。 (1) 平成22年度報告書の収入欄に、自動販売機による収入を7雑収入して計上する。 (2) 自動販売機を設置して要理することで差し支えない。 ii) これを受けて、交通安全協会は、平成22年度及び平成23年度の事業報告書別紙の収支決算書において、その収入実績欄に建収入として自動販売機設置手数料を翌年度の繰越金の対象としない旨明記して整理することで差し支えない。 iii) これを受けて、交通安全協会は、平成22年度及び平成23年度の事業報告書別紙の収支決算書において、その収入実績欄に建収入として自動販売機設置手数料を翌年度の繰越金の対象としない目明記した。 iii) したし、収支決算書の欄外に県負担金返還金の計算式を記載し、自動販売機設置手数料収入に関する記載がなななり、その代わりに、事業報告書別紙として、収支決算書とは別に「自動販売機販売手数料収支決算書として記載されている。これは、指定管理者である長崎県交通安全協会が、平成25年度に一般財団法人に移行することに伴い、自動販売機販売手数料の取り扱いについて公益法人所管課の改善指導を受け、交通・地域安全協会が、平成25年度に一般財団法人に移行することに伴い、自動販売機販売手数料の取り扱いについて公益法人所管課の改善指導を受け、交通・地域安全協会が、平成26年度に関連する収入である。 (イ)検討 自動販売機設置手数料収入は、交通安全協会が掲に対する事業報告書の中で、かかる収入を報告すべきは当然のことであると考える。ただし、その報告の方法は、収入を報告していれば足り、収支決算書の収入欄に雑収入として記載する収入である。 従って、交通安全協会が開に対する事業報告書の中で、かかる収入を報告すべきは当然のことであると考える。ただし、その報告の方法は、収入を報告していれば足り、収支決算書としての管理業務と密接に関連する収入である。 (イ)検告に対すなど、収支決算書としての管理業務と密接していれば足り、収支決算書としての管理業務と密接していれば足り、収支決算書として記載するかにおいに同いである。しかし、平成24年度以降に作成された「自動販売機販売手数料収支決算書」には、各年度ごとに「支出としるより、200円得税等である。この方式、200円得税等である。この方式、200円得税等である。この方式、200円得税等である。この内別は、200円得税等である。この内別は、200円得税等である。この内別は、200円得税等である。この内別は、200円得税等である。これに対するといの方式を対するといるといの方式を対するといの方式を対するといの方式を対するといるといの方式を対するといの方式を対するといの方式を対するといの方式を対するといの方式を対するといの方式を表示しているといの方式を表示しているといの方式を対するといっているといの方式を対するといの方式を表示しているといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい		
p.119 交通·地均安全課	(イ)利用者からのアンケートについて(指摘事項、意見) 交通安全協会は、①利用者の大半が幼児や児童であること、屋外施設がメインであること等の理由により、アンケートを記入する利用者が少ないと判断したこと、及び②利用者からの感謝の手紙や直接利用者からの要望に対応していたことにより、サービス向上に向けた取組は着実に進んでいると考えていたことから、平成22年度を除き利用者からのアンケートを実施していない。 また、県も、交通安全協会に対して、利用者からアンケートを取るよう指導していない。 また、県も、交通安全協会に対して、利用者からアンケートを取るよう指導していない。 たしかに、利用者は幼児や児童が大半だが、そのほとんどに保護者や責任者が同伴しており、その保護者や責任者は、施設の利用状況等を客観的に見ることができる。 アンケート用紙があれば、施設の状況等について気付いた事を記入してもらえる機会が増え、施設運営に反映させることができ、より利用者の立場に立った施設運営ができると思われる。 ガイドラインにおいても、指定管理者は、定期又は随時に利用者アンケートを実施することによってセルフモニタリングすべきとされており、交通安全協会は利用者アンケートをとるべきである(指摘事項)。 また、県は、交通安全協会に対し、利用者からアンケートを取り、利用者の意見を取入れて施設運営を行うように指導することが望ましい(意見)。	(措置済) 指定管理者に対して年1回利用者アンケートを実施するよう指導し、平成28年度は5月に来園者にアンケートを実施し、利用者の意見や要望等の把握に努め、一部遊具施設の改善を実施しております。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

7 海洋スポーツ基地カヤックセンター

報告書頁 所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
報告書頁   所管	項目 ア第1期及び第2期において非公募とされていたことについて(意見) (ア)指定管理者制度の適用に関するガイドライン 指定管理者制度の適用に関するガイドラインによれば、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。 個し、特別な事情等めるの場合については、公募を行わない合理的理由があれば、特定の団体を検定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とわれ いる。そして、例外として必募を行わない例として、「施設の設備目的、利男を行わない。管理的理由があれば、特定の団体を検定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とわれ いる。そして、例外として必募を行わない例として、「施設の設備目的、利男を行わない。管理的理由があれば、特定の団体を検定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とわれ したいと場合は分学行られており、これが、特別な事情等があり、対象を行うことの。 海洋スポーツ基地カイックセンターにおいて、指定管理者が第1期及び第2期には非公募で、第1期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振興会、第2期は財団法人佐世保市体育振りである。すなわた、「県施設は西海国立公園九十九島海のダイヤモンド事金の機関にかつ効率的・効果的「門理室管するため」は、非常を理者は同一であることが覚ましいこと(の)。」 (第3本ボーツ基地による海水面使用の同意に関われる年のであることが覚まれが主くの)。 (第4本ズボーツ基地方なのであることが覚まれが主くの)。 (第4本ズボーツ基地方なのであることが覚まれが主くの)。 (第4本ズボーツ基地方なのでは、第4本ズボーツ基地方なのである。 (第4本ズボーツ基地方なのである)。 (第4本ズボーツ基地方なのである)。 (第4本ズボーツ基地方なのである)。 (第4本ズボーツ基地方は、10年の施設とすることから重要での一選とは了整定を開発による海水面側目の意を得しなるとは当定でであるが、第4本ズボーツ基地方なのを提供さなる地方自治体の施設であり、それぞれ指定等理者制度を保用していることからずれば、両施設の者関係を入事である。(第2本ズボーツ基地方での施設にするのがあることは否定できない(個)。 南族技であり、大れぞれ背景のであれば、両施設をも長崎県の施設とするとから世保市の施設にするのがあるとはお変をできない(個)、南族技であり、大れぞれ背景の変質開始を入まってある。大のでは、海球なが関係を入する方式、海球なが関係を入まってある。(第4本ズボーツ基地方なりでは、海球なが関係を入まってある。大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大	(措置済) 公募によって指定管理者を選定すべきであることについて、平成28年4月1日からの第3期は公募によって指定管理者を選定いたしました。第4期以降についても引き続き公募によって指定管理者を選定してまいります。	措置計画又は今後の方向性
p.130 自然環境 課	イ 応募資格として「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」一第3期において1事業者しか応募がなかったことに関連して(意見) 第3期については、公募を行ったが1事業者しか応募がなかった。 理由については、研修して指定管理者となっている事業者は、ノウハウの蓄積がなされ、どの程度コストがかかるのか予想がつくのに対し、新規参入を行おうとする事業者にとっては、ノウハウもなく、どの程度コストがかかるのかが不明であることによると思われる。 ところで、応募資格として、「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」という条件がある。おそらく長崎県内の事業者を優先する趣旨と思われるが、県外に主たる事業所を有する法人の場合には、そもそも応募資格がないことになる。県外で類似の事業を行っている事業者がいた場合、仮に上述のノウハウがあり、コストの見積もりもできたとしても、この条件により応募資格を満たさないことになってしまう。 そもそも、指定管理者の制度目的が、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等をはかること」であり、公募の趣旨がガイドラインにも記載してあるように、「幅広い参入の機会を確保」することにあることからすれば、県外の事業者を排除する理由はない。 したがって、応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい(意見)。	(措置未済) 応募資格の「県内に主たる事業所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含め検討を継続しているところです。	平成33年度からの第4期公募に向け、応募資格を見直すべきか検討してまいります。

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

7 海洋スポーツ基地カヤックセンター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.130	自然環境課	ウ 隣接する類似施設の所有者が異なることについて(意見) 海洋スポーツ基地カヤックセンターは、隣接する小佐々海洋スポーツ基地を補完し、両施設を合わせて海洋スポーツ基地としての機能を有するように計画し、 整備しており、県及び市の施設を一体的にかつ効率的・効果的に管理運営することを重視するのであれば、両施設とも長崎県の施設にするか、佐世保 市の施設にすることが筋である。 したがって、隣接する両施設については、ともに長崎県の施設にするか、佐世保市の施設にすることが望ましい(意見)。	(措置未済) 施設の移譲について、佐世保市と継続して協議を 進めています。	当該施設については、佐世保市への移譲に向けた協議を行っていくこととしています。
p.131	課	工 施設裏の崩落・落石の危険への対応について(意見) 本施設裏には崖がある。この崖からは、水がしみ出ており、また、一部崩落を起こした形跡がある。また、平成26年8月16日には、実際に、本施設の駐車場入り口付近で落石があった。利用者に被害はなかったが、一歩間違えば大きな事故につながった可能性があった(その後、応急措置はなされている。)。仮に、本施設裏の崖や入り口付近の崖において崩落・落石があった場合、あるいはこれに付随して崖の木が倒れた場合、利用者や職員の死傷、施設の損壊を伴う大きな事故につながる可能性があるし、施設閉鎖となる可能性も否定できないことから早急な保全措置が求められる。斜面上の道路は佐世保市が管理しており、長崎県や指定管理者からも保全措置を執ることを求めているが、抜本的な保全措置等は取られていないとのことであった。しかし、大きな事故があってからでは遅いのであるから、長崎県は、佐世保市に対して、施設裏の崩落・落石防止の保全措置を今後も強く求めるべきである(意見)。	平成28年7月及び8月に佐世保市と現地立会を行い崖の状況を再確認し、今後佐世保市において崩落・落石防止の保全措置方法について検討していく	佐世保市に対し、検討状況を定期的に確認してま いります。
p.131	課	オ 案内板が少ないこと(意見) 本施設は、海沿いのわかりにくい場所に位置しているところ、本施設の案内板は、現地の直前と200m前の2か所しかない。初めての利用者は、高速道路をおりた周辺等、カーナビがないと道に迷う可能性がある。 また、利用者を増やす前提として、施設自体を知ってもらう機会を増やすことが望ましい。 したがって、案内板を増やすことが望ましい(意見)。	(措置済) 佐々インターチェンジ出口から南に約560mの県道 139号線沿いに誘導標識を平成29年度上半期に設置いたします。	
p.132	課		平成28年4月1日付けで、カヤック1人乗りの利用料金を100円から150円に、カヤック2人乗りを220円から320円に見直しました。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

8 長崎県看護キャリア支援センター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		ア 物品管理(備品シール)に関して(指摘事項) 長崎県物品取扱規則第5条第2項、第3項で下記のように定められている。 第2項 物品管理者は、第13条第1項に規定する、物品出納簿にその出納を登記すべき物品については、次条第1号に規定する物品管理簿により、使用状況を明らかにして管理しなければならない。 第3項 物品管理者は、前項の規定により物品を管理するときは、第10条第1項各号に掲げる種類ごとに物品を整理し、1点ごとに長崎県物品整理票(様式第1号)を貼付して行わなければならない。 旧佐世保看護学校からの所管転換(物品管理者がその管理に属する物品を他の物品管理者の管理に移すこと。)により支援センターに受け入れたロッカー等の物品に関して、所管転換前の備品シールのみしか貼られていないロッカー等が散見された。このような状態においては、長崎県物品管理簿と現物との照合を正確に行う事が出来ない。 上記長崎県物品取扱規則第5条第3項に従い、所管転換により受け入れた物品に関しても新しく長崎県物品管理簿に登録された整理番号の備品シールを貼付し管理すべきである(指摘事項)。	(措置済) 旧佐世保看護学校から看護キャリア支援センターに所管転換された備品のうち、看護キャリア支援センターの備品シールが貼付されていなかった備品については、平成27年12月に備品シールを貼付し、物品管理簿と現物との照合を行いました。 今後はこのようなことがないよう、適正な物品管理を行ってまいります。	
	対策室	イ 寄付により受贈した絵画に関して(意見) 平成27年3月31日に、支援センターの落成記念として、絵画1点が寄贈されているが、この絵画に関しては物品登録がされていない。 県が作成した物品取扱規則等マール(平成27年4月1日付)において、「8、物品の取得事務(1) 寄付の受納【規第18条】【施第5-1】 物品の寄付の申し込みを受けたときは、書面により寄付の受納を決定しなければならない。また、寄付の受納を決定したときは、寄付申込者に対しその旨を文書により通知しなければならない。」と定められているだけで、特に物品管理簿に記載しなければならないとは定められていない。 しかし、寄付を受けた物品に関しても物品管理簿への記載等、県の所有であることが一義的に明確になるような管理をすることが物品管理上望ましい(意見)。	(措置済) 寄付により受贈した絵画については、平成28年3月 に物品管理簿へ記載し、登録を行い、管理しており ます。 今後は、より適正な物品管理を行ってまいります。	
	対策室	ウ リスク分担表に関して(意見) 支援センター指定管理者募集要領及び基本協定第11条において、リスク分担表が定められているが、そのうち施設等の損傷及び備品修繕に関してのリスクの種類において、年間の修繕費合計で10万円を超えるものが設置者負担、年間の修繕費合計で10万円までが指定管理者負担となっている。大規模修繕は県が負担し、小規模修繕は指定管理者の負担との趣旨と考えられる。本来、修繕に関しては、指定管理者による迅速・弾力的な対応を図るために、果又は指定管理者のどちらが負担するのかをリスク分担で定めていると解される。上記リスク分担表に従えば、仮に、10万円の修理を1件行ったら、その後は、大小にかかわらず、修理の都度、県が対応しなければならず、非効率的な運用になりかわない。したがって、1件あたり何万円以上の修繕が県負担等といった表現をするべきであり、リスク分担表の改定をすることが望ましい(意見)。	(その他) 長崎県看護キャリア支援センターは質の高い看護職員の安定的確保のため、離職防止、就業支援に資する研修・相談を実施しており、県の施策である看護職員確保対策の重要な役割を担っておりますが、研修事業に支管のない範囲で行っているため、その収益は少額であり、多額の修繕に当てられる財源が見込めない状況です。また、事業の対象が看護職員、看護学生であるため、不特定多数の利用がないことに加え、平成27年に竣工した新しい建物であり、頻繁な修繕は今のところ想定しておりません。以上のことから、現時点では指定管理者へ現在以上の負担を求めることは適切ではないことから、リスク分担表は改定せず、現行通りとさせていただきます。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

9 長崎県難病相談・支援センター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.146	国保·健康 増進課	ア 余剰金の返還規定に関して(指摘事項)   負担金の取り扱いに関して、長崎県難病相談・支援センター指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)において、下記のように定められている。	(措置未済)	平成29年1月を目途に年度協定の変更を行ってま いります。
		6. 管理運営経費等 難病支援センターの管理運営に要する費用は、県からの負担金をもって充てるものとします。 (1) 県が支払う負担金の対象となる経費 (2) 負担金の金額及び支払い 負担金の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。 ただし、国庫補助事業の廃止・見直し等により業務内容に大幅な変動等が生じた場合には、負担金の額を 減額することがあります。	管理連営経費に対する県負担金の精算について、基本協定第12条第2項において、「負担金の額及びその詳細を年度協定により定める。」としていることから、負担金に関する取り扱いを明確にするため、年度協定に精算条項を設けるよう、指定管理者と協議を行っております。	
		また、基本協定においては、第12条で下記のように定められている。		
		(指定管理業務に要する経費の負担) 第12条 甲は、乙に対し、乙が行う指定管理業務の遂行に要する経費(以下「負担金」という。)を予算の範囲内で負担 する。 2 甲が乙に対して支払う負担金の額及びその支払い等の詳細については、毎事業年度前に、事業計画の内容等を考慮し、		
		甲乙協議のうえ、年度協定により定めるものとする。 - - - - - - - - - -		
		(負担金) 第5条 基本協定第12条第2項に掲げる指定管理業務の負担金(以下、「負担金」という。)は、金〇〇円(消費税及び 地方消費税相当額を含む。)とする。 (負担金の支払方法)		
		第6条 甲は、前条の負担金を乙の請求に基づき前金払いで次のとおり支払うものとする。 (1) 負担金のうち、〇〇円について、乙の請求の時期を4月とする。 (2) 負担金のうち、〇〇円について、乙の請求の時期を10月とする。 2 甲は、前項の前金払いについて、それぞれ乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。		
		以上のように、負担金の精算の有無に関して、募集要領、基本協定、年度協定いずれにも規定されていない。 このような状況においては、指定管理者としては、当該指定管理業務が負担金の精算をするものなのか、精算をしないものなのか、負担金に関しての取扱いが不明確である。 負担金に関する取り扱いを明確にするため、基本協定及び年度協定において、精算条項を記載すべきである(指摘事項)。		
p.148	国保·健康 增進課	イ 備品の取扱いに関して(指摘事項) 備品の取扱いに関しては、基本協定第5条(指定管理者の業務範囲)第2項において、「乙は、第1項に掲げる業務を行うために必要な備品を設置する場合は、 県所有の備品と区分して管理し、その状況を明らかにしておかなければならない。」と定められている。 しかし、上記以外には備品の取扱いに関する定めがない。 ガイドラインにおいても、「施設内の物品の所有権帰属」に関しては協定を締結すべきと記載されている。 このような状況では、備品の取得は県、指定管理者いずれが行うものなのか、所有権はいずれに帰属するのか、指定管理期間が満了した場合の引き渡し等、 備品の取扱いが不明確である。 実際、平成27年3月に納品されたファイリングキャビネット(取得価額37,260円)に関して、指定管理者が負担金で購入しているが、指定管理者の担当者は指定 管理者の所有なのか、県の所有なのか判断がわからないので指定管理者の備品としての登録も躊躇しているという説明であった。 このような事態を避けるためにも、基本協定に、備品の取扱いに関する規定、及び指定期間満了の場合の手続規定等を設けるべきである(指摘事項)。	(措置未済) 備品の取得手続き、所有権の帰属及び指定期間が 満了した場合の引渡し等、備品の取り扱いが明確に なるよう、指定管理者と協議を行っております。	平成29年1月を目途に基本協定の変更を行ってまい ります。
p.148	国保·健康 増進課	ウ 運営委員会の設置に関して(指摘事項) 基本協定第25条(運営委員会の設置)において、「乙は、指定管理業務への県民の意見反映、指定管理業務の評価等を行うために運営委員会を設置運営する。設置にあたり、乙は、甲と協議のうえ、設置要綱及び委員を定めるものとする。」と定められている。 しかしながら、実際には運営委員会の設置はなされておらず、基本協定に違反している。よって、運営委員会を設置するか、又は基本協定を改定すべきである (指摘事項)。	(措置済) 指定管理者と協議のうえ、平成28年8月、運営委員 会要綱を策定し、委員の選定を行ない、平成28年11 月に運営委員会を設置いたしました。	

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

9 長崎県難病相談・支援センター

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.148	国保·健康 増進課	工 運営経費の年度帰属に関して(意見) 平成27年度の総勘定元帳を確認したところ、下記の取引が計上されていた。	(一部、措置済) 指定管理者において、発生主義(未払金計上)の採	平成29年度からの発生主義の採用について、引き 続き、指定管理者と協議を行ってまいります。
		長崎県総合福祉センター管理組合 長崎県総合福祉センター経費 平成27年3月分 194,968円 日本郵便株式会社 料金後納分 平成27年3月分 3,230円	用について、検討しております。	
		センターにおいては毎年度末における運用経費の未払計上が行われておらず、現金主義で会計処理がされている。 指定管理期間全体を通して考えた場合、各々の年度で支払った際に取引を計上すれば問題ないとの考えであるが、指定期間満了の場合この処理では3月分の経費が計上されなくないことになる。 よって、本来は発生主義を採用し、年度末において未払いのものについては未払金として計上し、翌年度ではなく当年度の会計帳簿に取り込むことが望ましい		
		(意見)。		
p.149	増進課	オ 第三者委託に関して(指摘事項)   「募集要領4、指定管理者が行う業務の範囲」の中に第三者への委託に関して、「なお、業務内容の全部または主要な部分を、第三者に委託することはできませんが、部分的な業務の委託については、第三者に委託することができるものとします。」と記載されているが、この第三者委託に関しては、基本協定に記載されていない。   基本協定は、長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであるから、当該第三者委託に関する条項を設けるべきである(指摘事項)。	(その他) 委員から指摘の際、基本協定へ規定していることを 見落としておりましたが、第三者への委託に関して は、基本協定書第20条第2項に規定しております。	
n 1/0	国促,健康	カ 備品の管理に関して(指摘事項)	(一部、措置済)	今後は、物品管理簿へ登録されていない物品を把
p.149	増進課	物品の取扱いに関しては、長崎県物品取扱規則(以下、「取扱規則」という。)第5条3項において、「物品管理者は、前項の規定により物品を管理するときは、第10条第1項各号に掲げる種類ととに物品を整理し、1点ごとに長崎県物品整理票(様式第1号)を貼付して行わなければならない。ただし、長崎県物品整理票の貼付が困難な物品については、その物品に適合した方法により管理することができる。」と定められている。また同条6項で、「物品管理者は、物品管理年間スケジュールに基づき、年1回、配置物品管理者に命じ、配置された物品と物品管理簿、貸付品管理簿及び借入品管理簿との点検及び照合を行わせ、その結果について報告を求めなければならない。」と定められている。ここで、物品管理簿と現物との照合を実施したところ、物品管理簿に計上されているが現物と照合できないもの、現物はあるが物品管理簿と照合できないもの、等が多数見受けられた。	)物品管理簿へ登録している物品については、平成28 年3月14日に現地にて、センター長が立会いの下、	握し、物品管理簿への登録及び物品整理表の貼付・ 張替をおこない、平成28年12月下旬を目途に、物品 管理簿と現物との照合を行い、適正な管理が行われ
		原因としては、取扱規則第9条3項に定められている長崎県物品整理票が貼付されていない物品、所管替えにより元の所管のシールのままの物品、長崎県物品整理票の記載が消えて見えななっている物品などについて、整理票の貼付・張替等の措置が取られないままだからである。本来であれば取扱規則第5条5項で定められている現物照合の際、そのような状態の物品に関しては新たに長崎県物品整理票を発行すべきである。また年に1回の現物照合実施に関しての書類から照合手続きの実施は確認できるが、このような状況のもとでは本当に正確な現物照合が行われたのか信びょう性に疑念が生じるとしか言えない。今後早急に整理票に不備のある物品に長崎県物品整理票を貼付して適正に管理すべきである(指摘事項)。		
p.150	国保·健康 増進課	キ 使用していないパソコンに関して(意見) センターにおいて、物品管理簿に記載されている下記の物品に関しては、今現在使用できず、センターの押し入れの中に保管されている状況である。【監査結 果報告書150頁参照】 そもそも使用できないパソコンをそのまま保管し続けて、その管理を指定管理者に行わせること自体盗難等のリスクも生じ、問題があると思われる。 このように使用ができない物品に関しては、取扱規則第31条(物品の不用決定及び処分)の規定に基づき、早急に物品の不用及び処分決定手続きを行うことが望ましい(意見)。	(措置未済) 物品取扱規則第31条の規定に基づき、物品の不用・ 処分決定の事務を進めております。	平成28年度内に、物品取扱規則第31条の規定に基づき、物品の不用・処分決定を行ない、廃棄処分いたします。
p.150	国保·健康 增進課	ク 経費按分に関して(指摘事項) 平成25年度まではセンターに関する経費、協議会に関する経費、長崎県難病患者就労支援事業費補助金に関する経費として各々の部門に按分して計上された下記の経費が、平成26年度の経費の計上に関しては全てセンターに関する経費として計上されていた。【監査結果報告書151頁参照】 共通して発生する経費に関しては何らかの按分率を定めて、経費を按分して各部門に計上すべきである(指摘事項)。	(一部、措置済) 難病センター、協議会(難病連)及び就労支援の各部門にかかる共通経費について、占有面積及び所属人数により按分率を定めて、共通経費を按分して各部門に計上するよう協議をおこなっております。	平成29年1月を目途に、難病センター、協議会(難病連)及び就労支援の各部門にかかる共通経費の計上方法を決定いたします。

- 10 長崎県聴覚障害者情報センター
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
	障害福祉課	イ 精算条項の有無を基本協定書等に記載すべきこと(指摘事項) (ア)問題の所在 一方で、「ア」で述べたように、予算額と決算額の一致の要因としては、残った負担金は精算して返還する必要があるとの指定管理者側の認識が前提とされて いる。 他方で、長崎県によれば、精算義務はないとのことである。 このように長崎県と指定管理者の間で精算義務の有無についての認識が異なる。これは、精算条項については、基本協定書にも年度協定書について記載されていないことによる。 (イ)検討 この点、協定書は長崎県と指定管理者の間の権利義務関係を規律するものであり、精算義務のような重要な事項については、協定を締結した当事者双方の認識に差異が生じないように、協定書において明確に規定しておく必要がある。 したがって、基本協定書や年度協定書において、精算条項を規定し、精算義務の有無について明確にすべきである(指摘事項)。	いて、次のとおり基本協定書を変更いたしました。 (※以下文章中、甲は長崎県、乙は指定管理者を指す) 〈変更箇所〉 ※基本協定書第14条第3項として新たに規定 第1項に規定する負担金について、乙が自立的な 経営努力によりコストの削減を行った結果、余剰金 が生じた時は、甲は乙に返還を求めないものとす る。	
p.158	障害福祉課	工 複合機のリース料・保守料について(意見) 施設では複合機 当をリースにより使用しているが、保守・カウンター料を含めたリース料は、毎月4万円~5万円、多い月で6万円弱となっている。平成27年4月~12月における平均カウンター数は約4,500枚である(うち、カラーでの使用は100枚から200枚程度である。)。例えば、毎月4万円でリース期間5年、すなわち60ヶ月での総支払額は240万円となり、保守料・トナー代込とはいえ、一般的な相場より高額と言わざるを得ない。参考までに、某メーカーのシミュレーションサイトによれば、モノクロ4,500枚、カラー200枚での月額費用(トナーノインク代、保守料込)は、13,750円~29,500円という試算結果となる。したがって、複合機リースの次回更新時においては、購入することによる余分なコストの削減又は、相見積によるランニングコストの削減を検討することが望ましい(意見)。	保守料について、FAX送信の際、印刷せずにパソコンから直接発信できるよう、業者へ設定変更を依	現在使しているコピー機のリース期間は、当聴覚障害者情報センターの指定管理期間と同様平成29年3月までとなっております。 リース業者へ確認したところ、リース期間を過ぎての契約(再リース契約)も可能であり、その場合、リース料は10分の1(年払)になるとのことでした。再リースを行う場合は、年数が経つことによる故障等も考えられるので、今後の指定管理の動向を踏まえ、平成29年1月までに再リースを行うか、新たにリース契約を行うかを決定いたします。なお、新たにリース契約を行う場合は、相見積によるものといたします。

## 第3 包括外部監査の結果報告・各論

#### 11 長崎県勤労福祉会館

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.166	政策課	ア 応募資格ー「県内に主たる事務所を有すること」(意見) 前述したとおり、第文別については、2度にわたって指定管理者の募集を行っており、2度目の募集において、当初は別の事業者が指定管理者の候補者に決定された。しかし、この別の事業者は、長崎県内に主たる事務所がなく、応募資格を満たさなかったため、最終的には長崎県ビルメンテナンス事業協同組合を候補者に決定した。そこで、応募資格の「県内に主たる事務所を有すること」の是非について検討する。この点、県内の産業振興という観点からすれば、長崎県内に主たる事務所を有するという条件を付することも一定の理由があるようにも思える。しかし、指定管理者の制度目的は、「多様化する住民――ズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」であり、かかる制度目的を達成するために、指定管理者の応募資格を県内に主たる事務所を有するものに限定する必要性は存在しない。そもそも、「指定管理者制度の運用に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に記載されているとおり、指定管理者を公募する趣旨が「幅広い参入の機会を確保」することにあることからすれば、県外の事業者を排除する理由は存在しない。したがって、応募資格の「県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること」については、見直しも含めて検討することが望ましい(意見)	5条(指定管理者の指定基準)第1項第5号において 「県内に主たる事務所を有することと規定されてい ます。条例の改正を含め、見直しについて検討して まいりたい。	応募資格については、長崎県勤労福祉会館条例第 5条(指定管理者の指定基準)第1項第5号において 県内に主たる事務所を有すること」と規定されてい ます。条例の改正を含め、見直しについて検討して まいりたい。
	政策課	の職員は2~3年ごとに転動があるので、業務に習熟したら転動となる。これに対し、指定管理者は継続して施設の運営業務に携わることができる。このように施設の運営業務に習熟した指定管理者に施設の運営を委ねることによって、地方自治体は、施設の運営自体に人を割かないでよくなり、また、管理職クラスの総与を支払う必要がなくなるのであり、限られた人的・物的資源を他の部門に振り分けることができるようになるのである。このように地方自治体側には、指定管理制度を導入することでも自体にメリットがあるのであるから、本来経費として積算されるものは経費として上げるよう促すべきであり、指定管理者となった者または指定管理者になることを希望する者に対し、必要以上に経費節減を行わせることは、好ましくないと思われる。この点、指定管理者の経費節減の工夫の中に、定期清掃を指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合の組合員が無償で行っているということがある。経費節減の工夫の一環ではあり、それ自体は工夫として評価すべきものではあるが、本来は、人件費にあげて積算すべきと思われる。したがって、定期清掃の費用については、人件費に含めて積算することが望ましい(意見)。	「定期清掃を指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合の組合員が無償で行っている」との指摘については、ワックスかけ等を行う年2回の定期清掃に関するものである。指定管理者として、講習会会場に勤労福祉会館を使用し実習で清掃させるなど、経費の削減に取り組んでいるものであるが、県から経費への計上を制約させるような指導は一切行っていない。あくまで、組合のセールスポイントとして例示したものと思われる。	
p.168	展用労働 政策課	工事業所税について(指摘事項) 本施設は事業所面積が1,000㎡を超えるため、指定管理者である長崎県ビルメンテナンス事業協同組合は事業所税を申告納付する義務がある。 こで、指定管理者制度を導入している場合の課税関係について整理する。 長崎市が発行する「事業所税申告のてびき」によれば、指定管理者事業の事業主体として、「県、市から公の施設の指定管理者として指定された事業者は、利用料金制度をとっており、その収入を自己に帰属できる場合、限、市から受け取る負担金等と利用料金収入との割合を比較して、利用料金収入が全体の収入のおおむね5割を超える場合にはその指定管理事業は当該指定管理者の事業となり、事業所税が課税されます。」とされている。 そして、本施設における平成26年度の全体収入は2,400万円、室料(利用料金)収入は1,914万円であるから、利用料金収入が5割を超えている。したがって、事業主体は指定管理者となり、長崎県ビルメンテナンス事業協同組合が事業所税を負担すべきとなる。 また、平成17年11月14日総税市第59号「指定管理者制度の導入に伴う事業所税の取扱いについて」においては、納税義務者の判定について、以下のように取り扱うべきとされている。 「中略)ただし、利用料金制が導入されている指定管理者であっても、地方公共団体から指定管理料等の交付を受けている場合については、主として利用料金収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。(以下省略) そして、本施設は「主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合に限り、当該指定管理者が事業主体となるものである。(以下省略) そして、本施設は「主として利用料金で収受することが見込まれる収入により、公の施設の管理事業を行うと認められるような場合」に該当する以上、この点からも本施設は事業所税の事業主体と理解できる。 とうすると、当該事業所税の大量の対象が表すといるに表しましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		

- 11 長崎県勤労福祉会館
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		オ 消費税および法人税等の負担について (ア)消費税について(指摘事項) 長崎県勤労福祉会館の指定管理事業にかかる収支精算書は税込経理がされている。 しかしながら、収支精算書上、指定管理事業において負担すべき消費税相当額が計上されていない。 税抜経理であれば、売上にかかる消費税は仮受消費税として、仕入および経費にかかる消費税は仮払消費税として収支計算には影響を与えないのである が、税込経理である以上、消費税相当額が計上されていないということは、収支差額である純利益が、本来あるべき金額よりも過大に計上されていることにな る。 例えば、売上216円(うち消費税額16円)、仕入および経費108円(うち消費税額8円)とした場合、収支計算は、税抜経理若しくは税込経理に応じて以下のように なる。【監査結果報告書170頁参照】 ここで、本来、税抜経理をした場合の純利益と税込経理をした場合の純利益は理論上、一致するはずである。 現状、本施設の収支精算書では、上記[計算例]でいうところの租税公課(消費税)8円が管理運営経費に含まれていないということである。 長崎県ビルメンテナンス事業協同組合は平成18年度より指定管理者となっていることから、平成18年度以降、収支精算書において、消費税相当額の租税公課 の金額が過少計上、純利益の金額が過大計上され続けてきたことになる。 したがって、指定管理事業にかかる消費税相当額を管理運営経費に算入すべきである(指摘事項)。		
			指定管理者として、本指定管理事業に係る法人税の算定を別途行うことは算定が非常に困難なことから、ご指摘のように法人税等の計上は除外したうえで注記を行うよう指導しました。	

- 12 長崎県民の森
- (4)特筆すべき事項

報告書	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.17	9 林政課	利用者に対する安全確保が重要であることは言うまでもなく、改修等を伴う危険な遊具や施設(入り口の木造の柱が腐っているトイレもある。)については、早急に改修を行うべきである(意見)。	基づき、一部の施設(パンガロ一等)の補修工事を行いました。 遊具のローブの網目については、平成26年に基 準が変更になった時点で使用禁止としており、平成2	遊具においては、平成29年度~32年度で撤去、 新設を行う予定です。 また、新たに改修が必要な施設等が発生した場合は、随時計画に含めて改修を行います。

- 13 田平公園、平戸公園
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.188	8 都市計画	ア 貸与物品一覧に関して(指摘事項) 横りの間はいに関して、其本物学書等10条(用による様見等の登長)では下記のように学められている	(措置未済)	次回の指定管理者募集(平成30年度)に際して
	課	備品の取り扱いに関して、基本協定書第18条(甲による備品等の貸与)では下記のように定められている。  (甲による備品等の貸与) 第18条 甲は、別紙3に示す備品1種及び備品2種を、無償で乙に貸与する。ただし、県北振興局田平土木維持管理事務所所管の備品については、別途県北振興局田平土木維持管理事務所と乙との間で貸与契約を締結するものとする。 2 乙は、指定管理期間中、備品1種及び備品2種を常に良好な状態に保つものとする。 3 備品1種は、経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、甲は、乙との協議により必要に応じて甲の費用で購入又は調達するものとする。 4 備品2種は、経年劣化等により指定管理業務の実施の用に供することができなくなった場合は、乙は、甲と協議してその廃棄ができるものとする。 5 乙は、故意又は過失により備品1種又は備品2種を滅失又は毀損したときは、甲との協議より、甲に対しこれを弁償又は自己の費用で同等の機能を有するものを購入又は調達しなければならない。この場合、その費用は、第24条の指定管理料金には算入できないものとする。 * 備品1種・・・本来施設に備え付けるべきもの(サッカーゴール、ネット等)。県が購入・更新を行う。 * 備品2種・・・ 維持管理業務に係るもの(芝刈機、噴霧器等)。県は購入・更新を行うない。 そして、基本協定書第18条第1項に規定された、県北振興局田平土木維持管理事務所と乙(指定管理者)との間で別途締結された貸与契約(「県有物品貸付契約書」)においては、備品1種として、ゴール、テニス用具、ネット、天幕、会議机、会議用椅子、格納庫等が記載され、備品2種として、草刈機、チェンソー、芝刈機、研磨機、噴霧器、発電機等が記載されたいる。しかし、指定管理者募集要項「4 備品管理業務」では、「県は維持管理業務のため、指定管理者に、資料77貸与備品一覧』に記載の備品の貸与を行う。」と記載された上、ここにいう資料7には資与備品一覧として、下記の配載があるのみである。(監査結果報告書189員参照)すなわち、指定管理者において適切な備品の貸与権品一覧として、下記の配載があるのみである。(監査結果報告書189員参照)すなわち、指定管理者において適切な備品で関すを行う。」と記載された上、ここにいう資料7に記載して、指定管理者にとのような備品が存在し、管理すべきであるのかを示すべきである(指摘事項)。	者に貸し付けている備品一覧を取り寄せ、次回募集 (平成29〜30年度)の募集要項に明示できるよう、準 備を進めております。	
p.190	0 都市計画課	<ul> <li>イ 精算条項について(意見) 負担金の取り扱いに関して、指定管理者募集要領「6 対象となる施設の管理運営経費等」において、下記のように定められている。</li> <li>(1)公園の管理運営にかかる全ての費用は、県からの負担金及び利用料金収入並びにその他の収入をもって充てるものとします。 ただし、使用価値や効用を積極的に高めるために必要となる一定規模以上の修繕及び改良は、県が実施します。</li> <li>(2)、(3) 記載者略</li> <li>(4) 県が支払う負担金の金額については、拠出された事業計画書に基づき、指定(予定)期間中にかかる協定を締結したうえで、予算の範囲内で支払います。 また基本協定書では、「第6章 指定管理料及び利用料金」において下記のように定められている。</li> <li>(指定管理料の支払い) 第24条 甲は、指定管理業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。</li> <li>2 甲がこに対して支払う指定管理料及びその支払い等の詳細については、年度協定に定めるものとする。 (指定管理料の限度額) 第25条 省路 (指定管理料の変更)</li> <li>第26条 甲又は乙は、指定期間中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。</li> <li>2 甲又は乙は、指定関門中において、賃金水準又は物価水準の著しい変動により当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。</li> <li>2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。</li> <li>3 変更の適合については、前項の協議により決定するものとする。</li> <li>(利用料金)</li> <li>第27条 省略</li> <li>さらに年度協定書においては、第5条(指定管理料の支払い)で下記のように定められている。</li> <li>(指定管理業務の実施の対価として、金〇〇円(消費税及び地方消費税を含む。)を支払うものとする。</li> <li>2 甲は、前項の指定管理料を、この請求に基づき、下記のとおり四半期毎に前金払いにより分割して支払うものとする。</li> <li>以上のように、負担金の精算の有無に関して、募集を領と、年度協定いずれにも記載されているものの、精算義務の有無については、重要な事項であることから、たとえ利用料金制を導入していたとしても、指定管理者との間で誤解が生じないよう、基本協定等において明確に規定しておくことが望ましい(意見)。</li> </ul>	(措置未済) ガイドラインの見直し通知に沿って、精算条項を協定書へ掲載することといたします。	精算条項は協定書に掲載したいと考えておりますが、掲載方法等については、平成28年12月に改訂されたガイドラインの見直しに沿って行うことといたします。

- 13 田平公園、平戸公園
- (4)特筆すべき事項

報告書	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.19		指定管理者制度の運用に関するガイドラインにおいて、リスク管理・責任分担事項として、「大規模修繕時における指定管理者と県の費用負担をはじめ、運営 管理にかかる責任分担や不測の事態へのリスク管理について想定しうるものは、紛争防止のため募集要領において周知するとともに、協定等において事前に	け、今後、他施設の事例を参考に、基本協定書への	次回の指定管理者募集後に締結する基本協定書 にリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表も掲載することといたします。

- 14 長崎県福江港ターミナルビル
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.195	港湾課	ア 指定管理者の非公募による指定について(意見) 前述したとおり、福江港ターミナルビルにおける指定管理者の指定は、これまで平成17年度の1回しか行われていないところ、このときの指定は非公募により行われている。 そして、非公募とした理由は、「福江港ターミナルビルは、地元五島市(旧福江市)が管理することを前提として、県によって建設が進められてきたものであり、指定管理者制度の原則公募という考え方になじまない。」、「ガイドラインに定められた『公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合』に該当する。」とされている。 ガイドラインにおいては、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するため、公募が原則」とされ、「特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的な理由があれば」例外的に非公募とできる旨規定されている。そして、公募を行わない例の1つとして「施設の設置目的、利用状況等からみて県の施策と密接に関係し、公募による選定では、当初の目的を達成しがたい場合」が挙げられている。 この点、福江港ターミナルビルの建設にあたっては、平成13年10月9日付けで福江市から県宛に「福江港新ターミナルビルの建設について」と題する書面が提出され、この中では、以下の事項が記載されている。 ① 福江港新ターミナルビルについて、県による直接の建設事業として推進するよう要望すること。 ② 県事業として認定された場合には、以下のことを確約すること。 : )新ターミナルビルと設事業費については、建設事業費中、特別交付税措置による補填措置がなされた残額の償還分について、その1/2を地元自治体として負担すること。	福江港ターミナルビルの建設主体、建設費用負担のあり方、完成後の管理主体など、県市合意のも、県が建設し、五島市が維持管理することで、県が五島市を指定管理者として指定したものです。当ビルの維持管理経費は利用料金収入だけではまかなうことができず、毎年1千万円以上の赤字を生じる施設であり、県の負担金なしでの公募は、応募者は到底見込めず、非現実的であり、仮に公募するとした場合、県市間で総合的な枠組みについて締結した約定を反故にする行為であり、信頼関係を損なうものであります。したがって、県としては、改めて公募することは考えておらず、現状を継続していきたいと考えております。	
p.197	港湾課	イ 指定管理者の指定期間(意見) 五島市が指定管理者として指定された期間は、「平成17年3月18日から平成37年3月31日まで」の約20年とされている。 これは、県と五島市とが平成17年11月1日に取り交わした「長崎県福江港ターミナルビル整備に関する覚書」において、県がターミナルビル建設のための事業費として借り入れた港湾整備事業費債(以下「起債」という。)を、五島市の一定額の負担のもとで県が20年で償還し、償還完了(平成36年度)後にターミナルビルの所有権を県が五島市に無償譲渡する旨の約定が存在すること関係している。 この点、ガイドラインによれば、指定期間は、会館等施設で維持管理業務が主たる業務の場合は3年以内」、「より安定的な慣例が必要で、業務に専門性が認められる場合は5年以内」が一応の目安とされている。また、例外的に「施設の効果的・効率的かつ安定的な管理運営ならびに指定管理者による計画的な管理運営等の視点から、個々の施設の目的や実情を踏まえ、適切な期間を設定することができる」とされている。 約20年という指定期間は、ガイドラインの一応の目安の最長期間が5年とされていることに比して、あまりに長まずる期間である。平成37年に施設の所有権が県から五島市に移転することが約定されていても、その約定が同年までの指定管理業務に与える影響はほとんど存在しないと思われる。そうだとすれば、前述した県と五島市との間の覚書の存在は、指定期間を長期にする理由とはなり得ない。 指定管理者制度の趣旨の1つは、多様化する住民――ズに、より効果的・効率的に対応することにあるところ、指定期間があまりに長期にわたると、住民――ズの変化に適時に対応することが難しくなる可能性が高く、指定管理者制度を導入した趣旨を阻害することになりかねない。今後、福江港ターミナルビルについて、県が指定管理者制度を維持して、その維持管理を継続するのであれば、3年ないし5年を目安に指定期間を再検討することが望ましい(意見)。	所有権を県から市に無償譲渡する内容の協定を締 結しております。	
p.197	港湾課	ウ 指定管理者に対する指導等について(意見) ガイドラインによれば、指定管理者の管理する公の施設の適正な管理のため、指定管理者によるセルフモニタリングのほか、県によるモニタリング(定期の業務遂行確認、緊急・随時の業務遂行確認、事業報告書の確認、適時の指導・助言)も行うべきことが規定されている。また、県と指定管理者との間で締結された「長崎県福江港ターミナルビルの管理に関する協定書」では、県による指定管理者に対する検査権限及び指示権限が規定されている(同協定書第7条及び第8条)。すなわち、ガイドラインにおいても基本協定書においても、適正な管理のために、県が指定管理者の業務に対して一定程度の関与をすべきことが規定されているのである。しかし、福江港ターミナルビルの場合、県と五島市の担当者の間で定期的な会議が開催されることはなく、県が福江港ターミナルビルの利用者アンケートの内容を検討することもなく、施設内のテナントに全く変化がないことについて協議を行った形跡も存在しない。すなわち、県としてこの指定管理業務に対して関与する姿勢が全く見られない。これは、前述したとおり、①福江港ターミナルビルは、20年後には県から五島市に無償譲渡されることが決定していること、②毎年度の県の負担金が発生していないこと、③元々地元自治体からの要望に基づいて建設したものであること、及び⑥指定管理者が自治体であること等から、県において、福江港ターミナルビルは形式的には県所有の施設であるが実質的には五島市のものであるという感覚が強く、施設管理を積極的に行おうというモチベーションに欠けていることに起因しているものと思われる。適正な管理を行うため、今後は、県が指定管理者との間で定期的な会議を行い、指定管理者による業務遂行を確認するなどのモニタリングを行うことが望ましい(意見)。		

- 15 長崎県営住宅(西海市)
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.205 f	主宅課	イ 人件費の積算方法について(指摘事項) 人件費の推移については、別紙「収支計算書記載表」のとおりである。 長崎県受住宅に関与する指定管理者の職員は、年度によって異なるが、おおよそ6~7人である。この人数に対し、別紙「収支計算書推移表」のとおりの人件 費が算定されている。 この点、人件費の割り当ては、指定管理者の事務作業量によってなされておらず、それゆえ、後述するように修繕費の増加が予想される場合には人件費を滅 額することが可能となっている。 本来、指定管理者が他の業務と兼務して指定管理者の業務を行う場合には、指定管理者の人件費は、その事務作業量によって積算される性質のものであ る。 したがって、指定管理者の人件費の積算については、事務作業量によって積算されるべきである(指摘事項)。	(措置未済) 指定管理者である西海市とは、改めて協議を行 い、県の指定管理事業にかいる県営住宅の事務作 業量について、可能な限り適正な把握と算定に努 め、これに応じた人件費の積算を行うよう最大限の 配慮を行ってまいります。	指定管理者である西海市とは、できるだけ早い機会に協議を行い、県の指定管理事業にかかる県営住宅の事務作業量について、可能な限り適正な把握と算定に努め、これに応じた人件費の積算を行えるように精査を行うこととしております。
р.205 (	注宅課	方で、長崎県からの負担金は3,934,000円(平成26年度からは消費税が上がったことに伴い4,046,400円となっている。)と一定である。 そうすると、修理費が多くなることが予想され、その予想に基づいて事業計画書が策定されるときには、長崎県の負担金が一定である以上、修理費以外の項目を減らす必要が生じる。 たとえば、平成27年度の事業計画書によれば、平成27年度の修繕費の予算は2,625,900円となっており、前年度の平成26年度の修繕費(2、125,400円)よりも	ことから、一定の負担金のなかでは人件費が圧迫されるのではとのご指摘でありますが、これまでも大塊な修繕工事については(負担金とは別途の)県土独予算で対応している経緯もあり、西海市とは常に協議を密に行いながら、指定管理者の業務に必要な人件費については、修繕費増加のリスクとして、指定管理者に負担させることのないよう、必要な予算の確保に最大限の配慮を行ってまいります。	

- 15 長崎県営住宅(西海市)
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.206	住宅課	工 非公募とされていることについて(指摘事項) 指定管理者制度の運用に関するガイドラインによれば、「幅広い参入の機会を確保し、選定手続きの公正かつ透明性を確保するために、公募を原則とする。但し、特別な事情等がある場合については、公募を行わない合理的理由があれば、特定の団体を指定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とされている。そして、例外として公募を行わない例として、「当該施設が所在する市町の施策等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合」とされており、これは、「特別な事情等があり」「公募を行わない合理的理由」と考えられているので、検討を行う。。この点、長崎県営住宅(西海市)において、指定管理者がまり「公募を行わない合理的理由」と考えられているので、検討を行う。非公募の理由は、上記心記載のとおりであるが、その前提として、大島町への県営住宅建設の経過①からすれば、「特別な事情等がある」ともいいうる。しかしながら、「公募を行わないら理の理由があるか」ともいいうる。しかしながら、「公募を行わない合理の理由があるか」と接関である。確かに、(A/F)については、住民サービスの向上に資するので合理的理由はある。しかし、大島町の県営住宅と指定管理者である西海市の市営住宅との位置関係が特殊であるにしても、他の公営住宅と併存している県営住宅はほかにもあることからすれば、間については「公募を行わない合理的理由」とまではいえない。次に、(C)については、公平なサービスを提供できることになるが、住民サービスの向上という観点からは、必ずしも同じ指定管理者である必要はないと思われる。  さらに、(D)については、経費節減効果はあるのかもしれないが、上記「イ」で述べたように、人件費が修繕費の圧迫を受けていることからすれば、それは、指定管理者への負担の押しつけなのであるから、「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。また、(E)⑥(円)については、長崎県営住宅条例上は、同条例第77条1号(「入居者への公募に関する業務」)、2号(「入居者への指導及び連絡に関する業務」)、3号(「県営住宅、…の維持及び修繕に関する業務」)には該当しない業務を前提とするものである。すなわち、同条4号の「前3号に掲げるもののほか、知事が必まと認める業務」としての業務であり、基本協定書の内容として取り入れられているものであるところ、結論先にありきの理由であり、「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。別えて、条例が予定している第77条1号から3号までの業務は、現在、地方自治体でなければできない業務ではない。現に、他の県営住宅は長崎県住宅供給公社が業務を行っている。以上から、全体として、「公募を行わない合理的理由」があるとはいえない。よって、第4期以降については、公募を行うべきである(指摘事項)。	そのいずれもが西海市が直接に管理している市営住宅と近接に併存しているものであり、その位置関係は他の県営住宅の所在するいかなる地区とも様相を異にする極めて特殊なものであります。他の長崎地区、佐世保地区そして県央地区のいずれにおいても、西海市のようにすべての県営住宅と市営住宅が近接に併存しているという極めて特殊な立地条件にある訳ではなく、これらの地区については公募を行うことが指定管理者制度の本旨に則ったものであることに疑いがない一方、西海市に所在する県営住宅については、西海市が指定管理者として、業務を行うことで、県営住宅の業務と市営住宅の業務を可能な限り一元的に管理することができ、そ	
p.208	住宅課	オ 記載の誤りについて(意見) 「大島地区県営住宅等指定管理の西海市への特命指定及び指定申請書の提出依頼について(何)」(平成22年住第294号)の記載における「5 指定管理者負担金について(フリウ出の記載に誤りがある。すなわち、平成20年の実績について、人件費「1,391」(実際は「1,480])、修繕費「2,023」(実際は「2,145])、一般管理費「520」(実際は「309」)、平成21年の実績について、人件費「1,391」(実際は「1,480])、修繕費「2,023」(実際は「2,059」)、一般管理費「520」(実際は「395」)となっている。 この文書は、非公募で行われ、したがって選定委員会も開催されていない長崎県営住宅(西海市)の指定管理者の選定において決裁のための唯一の重要な文書と思料されるので、その記載の正確性については慎重さが要求されるものである。 今後、記載の正確性については慎重を期されたい(意見)。	(措置済)     ご意見をいただいた点につきましては、初歩的な記載の誤りであり、今後はその正確性に慎重を期して事務を進めるよう徹底を図ります。	
p.208	住宅課	カ 事業報告書が簡易すぎること(意見) 指定管理者である西海市から長崎県へ提出される事業報告書には、事業実績報告書と精算書がある。 しかしながら、事業実績報告書については、業務内容ごとに件数を記載するだけの簡単なものであり(たとえば、平成26年度についていえば、「入居者の公募 に関する業務 (12件)」、「入居者への指導及び連絡に関する業務 (15件)」というように、7つの業務内容の件数が記載されているだけである。)、精算書につ いては、収入1項目と支出3項目の記載がある簡単な1枚ものだけである(なお、平成26年度になっても「県営住宅管理委託費 4,046,400円」と、指定管理者では なく、以前の管理委託を前提とする記載になっている。)。他の指定管理者が年度末に行う事業報告書と比べれば、あまりに簡易過ぎである。 長崎県と指定管理者の西海市とは、聴取を行う限り、適宜連絡を取り合って適切に業務を行っていると思料されるが、現状では、長崎県によるセルフモニタリ ングが十分に行われているのかの疑問を持たれかねない。 したがって、事業報告書については、その内容の充実が望まれる(意見)。		現在、西海市との指定管理者の協定は継続中でありますが、県と西海市との協議を念ぐことにより、なるペイ早い時期に、事業報告書の書式について更に詳細な内容となるよう、協定書等の見直しを検討いたします。
p.208	住宅課	キ 帳簿の備え付けについて(指摘事項) 県営住宅管理負担金に係る精算書については、上記力のとおり、簡易な記載となっていることから、記載金額をもって妥当か否かという判断はできないものと なっている。 また、監査時においては現金出納簿や受払簿といった帳簿書類は確認することができなかった。確認ができたのは県営住宅修繕工事発注台帳のみであった。 こで、指定管理者である西海市が、どのような帳簿を準備すべきか整理する。平成20年度から平成26年度における「長崎県営住宅等の管理に関する事業計画書」によれば、「修繕については、西海市会計規則に基づき適正な執行を行う。」と明記されている(平成18年度及び19年度においては、「修繕については、西海市会計規則にあいては、大件費や一般管理費についても、言うまでもなく同様に処理すべきと考えられる。 西海市会計規則においても、帳簿のうち必要なものについては備えて整理しなければならない「自規定されていることから(西海市会計規則)第7章参照)、修繕 工事発注台帳だけではこの要件を満たしているとは言えない。 西海市の電算システム等で帳簿自体の作成はなされていると推察されるものの、長崎県内における他の指定管理者が、その指定管理事業にかかる帳簿を、他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で作成し、保管していることに鑑みれば、帳簿管理が不十分と言わざるを得ない。 したがって、指定管理事業にかかる帳簿を他の事業にかかる帳簿と明確に区分した上で、指定管理者の事業所内においていつでも確認できるような態勢を整備すべきである(指摘事項)。	務についての経費と、本来の西海市が行う市営住宅 の管理事務についての経費とを、指定管理者に許容	管理者の住宅管理事業を所掌する事業所内におい ていつでも確認できるような態勢を整備するように申

- 16 長崎県立対馬青年の家
- (4)特筆すべき事項

ア 非公募とされていることについて	(その他)	
(ア)塩字管理者制度の演用に関するガイドライン。	( ( ) ( ) ( )	
但し、特別な事情等がある場合については、公募を行わない今日理的理由があれば、特定の団体を指定することができる。」とされ、公募を行うことが原則とされている。そして、例外として公募を行わない今日とて、「施設の股置目的、利用状況等からみて収加策と密防し、公募による返還では、当初の目的を達成しかだい場合」「当該施設が所在する市町の施策・等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合」が挙げられており、これが、「特別な事情等があり」「公妻行わない今日的理由」の一般一考えられている。この点、長崎県立対馬青年の家において、指定管理者が非公募で対馬青年の家施設運営協会に決定されているので、検討を行う。 (イ)検討・第1期について(意見) ① 非公募の理由 対馬青年の家は、地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体(対馬青年の家施設運営協会)を設置し、市職員の派遣や管理運営経費への支援など、実質的に地元対馬市民であり、「市職員2名の派遣や管理運営費の一部(管理経費の1/4)負担など、地元市がその管理運営経費への支援など、実質的に地元対馬市民であり、市職員2名の派遣や管理運営費の一部(管理経費の1/4)負担など、地元市がその管理運営経費を交互接など、実質を費者を公募しても現状以下の管理経費は望めないため、地元密着施設として公募は行わず、現在管理を行っている対馬青年の家施設運営協会を選定する(個)。 施設利用者の70%以上が地元対馬市民であり、市職員2名の派遣や管理運営費の一部(管理経費の1/4)負担など、地元市がその管理運営経費を選定する(個)。 対馬青年の家は、地元の強い要望により設置され、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会と選定する(個)。 対馬青年の家は、地元の強い要望により設置され、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会とび公野外活動を選して住金な青年の育成その地社会教育の振興を図るという長崎県の施策と密接に関連しているといえ、地元対馬市の青少年育成施策にも関連していると思料さるので、「特別な事情がある。」という経験の診画等と図るという長崎県の施策と密接に関連しているといえ、地元対馬市の青少年育成施策にも関連していると思料さる。なお、対馬市が管理運営費の一部(管理を持て)によるでは、まま、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	連出に関するガイドライン」の「当該施設が所在する市町の施策等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合」に適合し、「特別な事情等があり」で募を行わない合理的な理由」に該当するものと判断しております。 つまり、対馬市が施設のための管理団体を設置し、その会長を市長が兼別していることや、管理団体への市職員の派遣があったことから、施設の実質的なります。また、対馬市が青少年育成とりを発して、市内の児童を対象とした放課後子ども教室や過ずままた、対馬市が青少年育成として、市内の児童を対象とした放課後子ども教室や通で寝泊りて、炊事や清掃などの生態に密接としたがら通学する事業)を実施するなど地域に密接した施設であることから、対馬青年の家施設連営協会(対馬市)を指定することが適当と考えております。	
① 非公募の理由 対馬青年の家は、地元からの強い要望で設置した経緯もあり、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会を設立し、協会の会長を対馬市長がつと 対馬青年の家は、地元からの強い要望で設置した経緯もあり、地元が管理団体である対馬青年の家施設運営協会を設立し、協会の会長を対馬市長がつと め、市職員が協会に派遣されているなど、実質的に地元の対馬市が管理運営を行っているため、地域密着型の施設として、公募は行わず対馬青年の家施設運営協会(会長: 対馬市長)を指定管理者として指定する(⑥)。 ② 検討 第2期の非公募の理由⑥は、第1期の非公募の理由⑥とほぼ同じであるから、「特別の事情がある」といいうる。 次に、「公募を行わない合理的理由」についてであるが、おそらく第1期®及び実質的に地元対馬市が管理運営を行っているとの理由が考慮されていると思われる。 ③ まとめ		
	かたい場合」「当該施設が所在する市前の施業等に関連しており、当該市町を指定することが適当と認められる場合が学げられており、これが、「特別な事情等があり」の姿を行わない合理の理由の一例と考えられている。 この点、長崎県立対馬青年の家において、指定管理者が非公募で対馬青年の家施設運営協会に決定されているので、検討を行う。 (イ)検計・第:期について(意見)  非公募の理由 対馬青年の家は、地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体(対馬青年の家施設運営協会)を設置し、市職員の派遣や管理運営経費への 支援とど、実践の出い地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体(対馬青年の家施設運営協会)を設置し、市職員の派遣や管理運営経費への 支援とど、実践の地元の強い要望により設置した経緯もあり、地元が管理団体である対馬市民の家施設で登場会と、地元市が行政管理学をの一部を担っている。指定利用者の70%以上が地元対馬市民であり、市職員を全の派遣や管理運営費の一部・6世ではる。指定と関連を行っている対馬青年の家施設運営協会と表している。おから地元が馬市の情かを記念した。 ・ 指定管理者を公募しても取り以取りでの登録を受け、このような施設の設置目的や対馬青年の家施設運営協会を設置したという経緯がある。 このような施設の設置目的や対馬青年の家施設運営協会が設定されたという経絡からすれば、団体の宿泊研修及び野外活動を過じて健全な青年の育成そっのような施設の設置目的や対馬青年の家施設運営協会を対策度されたという経絡からすれば、団体の宿泊研修及び野外活動を過じて健全な青年の育成そっの社会教育の実施受選を関係という長崎県の施策と関係に関連しているといえ、地元が高いました。ことを補強する事情である。 2 終計そのコーの。 3 検討・たのこのより、大きの場のでは、大きの場の理由とはならない。指定管理者の制度目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的がある。」というる。 3 検討・行のラーののいとしたが正式はあった。人の施設の管理に民間の能力を活用しつ、住民サービスの向上を図るととは、経費の部議等をはかることになるところ、利用者が他元であるかざかは、公募・非公募を開催をの象担割合の取り決めの内容についてはなない、指定管理者の制度目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、なた、対馬市が管理運営をのかけ、主が、実が、原理の発生があるがよるというのよりであります。 2 を含まれずるというかりが、は野野連の食品を含まれば対馬市の食品を含まれば対馬市が管理で対しているとができるというのよりでありままであります。 2 の金の金の金を設めでは、おまず、おまが、は野野連の会社を持ているを開発しままれば対馬を持ているというのから、経費を選出を受けているといるをもの表もというのよりで関係と対馬市の食品を含まれば対馬を持ているというの影の管理と関係の能力を含まれば対しまれば対し	この点、長根県立対角青年の家において、指定管理者が非公募で対馬青年の家施設運営協会に決定されているので、検討を行う。 (・)・株計三 第141年について、(2原) 1 まな後の理由 対馬青年の家は、地元の強い英望により設置した経緯もあり、地元が管理団体(対馬青年の家施設運営協会)を設定し、市職員の派走や管理運営経費・のお販売用からから込ました。という、直接の支援的など、実践的に抵力場所が管理運営を行っている(点)。 2 後点と、実践的に総元が馬所が管理運営を行っている(点)。 2 後末 2 実践的に地元が馬所が管理運営を行っている(点)。 2 後末 2 実践的に地元が馬所が管理運営を行っている(点)。 2 後末 2 実践的に地元が馬所が管理運営を行っている(点)。 2 後末 2 ままままままままままままままままままままままままままままままままま

- 16 長崎県立対馬青年の家
- (4)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.219	課	(エ)検討一第3期について(意見) ① 非公募の理由 当該施設は地元の要望により設置された経緯があり、地元で設立した管理団体により運営がなされている。 また、地元市町としても、地域の青少年教育の核として市町の事業を当該施設を活用して実施するなど密接に関係しており、地元自治体の関係部局とも連携がとりやすい。(②)※ 第1期の例と同じ。 ② 検討 第3期の非公募の理由(②)は、第1期の非公募の理由(例とほぼ同じであるから、「特別の事情がある」というる。 「公募を行わない合理的理由」についてであるが、おそらく第1期(③)と実質的に地元対馬市が管理運営を行っているとの理由が考慮されていると思われる。 ③ まとめ 以上から、非公募とすることについて、「特別な事情がある」といえるが、「公募を行わない合理的理由」があるとは言い難い。 したがって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。  (オ)公募 よって、本施設については公募を行うことが望ましい(意見)。 なお、公募に行う際には、後述する事項に留意した上で、指定管理者に過度の負担をかけないように配慮すべきである。		
p.220	生涯学習課	修繕費については、負担金のほかに別途指定管理者に支給されており、事業年度終了後に精算を行うことになっている。 もっとも、事業年度終了時に予定額を下回っていた場合には精算を行うが、超えていた場合には精算を行うでは、担金による負担が行われている。 640,000円をあったのに対し、精算額は920,027円であり追加の修繕費の措置は行われていない。差額分については、負担金による負担が行われている。 本施設が築40年を経過する古い施設であり、修繕費をわざわざ別途支出することにしていることからすれば、修繕費については全額精算されることが望ましい。 (イ)収支差額の余剰金を用いての施設の近代化がなされていること 本施設については、精算条項がないので、収支差額の余剰金については、指定管理者が保持できる。 もっとも、指定管理者は、この余剰金を準備金会計に繰り入れ、施設の近代化に利用しているとことであった(洋式トイレの導入や2階のエアコン導入など。準 備金会計は、平成22年に特殊な事情があったこともあり、一時期1,000万円近くあったとのことであったが、施設の近代化に利用し、現在、残高はほとんど残って	各指定管理者と協議したうえで協定書に定めており、県が必要な経費を負担し指定管理者において、執行しています。 当該施設については、平成27年度に協定書で定めた額を大幅に超えて修繕等を行っていたことから、平成28年度から各指定管理者から毎月、修繕の実績を県に報告してもらい、予算執行を県が把握することとしました。 また、施設の近代化も含めて大規模な施設・設備の	

- 17 長崎県立総合体育館
- (5)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.233 体育	育保健	イ ポイントカードの発行に関して(指摘事項) 利用料金制に関しては、地方自治注第244条の2第3項 9項に定められている	(措置済)	
	育保健		(措置済) 平成28年4月1日に締結した「長崎県体育施設の管理運営に関する平成28年度協定書」において、ボイント制度についての具体的な割引内容を下記のとおり事業計画書に記載し、県が承認を行うよう改めました。 利用料金制度等指定管理事業の取扱いについて、県の承認を経ずに指定管理者独自に事業を行うことがないよう指定管理者に指導を行っており、今後とも適正な事務の執行及び適切な指定管理者制度	
		れていない。		

- 17 長崎県立総合体育館
- (5)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
		ポイント制は、実質的には利用料金の減免にあたると考えられる以上、本来であればあらかじめ事業計画書に「何ポイントでいくらの割引とする」等、具体的な割引の内容を記載した上、県の承認を得なければならないと思われる。 また、平成24年度以降の事業計画においても、当該ポイント制に関しての記載は上記と同じ記載のみである。 このようにポイント制は実質的には利用料金の減免である以上、県の承認が得られていない限り、法令等に違反することになる。 よって、ポイント制に関しては、事業計画に記載し県の承認を得るようにすべきである(指摘事項)。		
p.236	体育保健課	しかし、リスク分担に関しては、募集要項に関してはリスク分担表として記載されており、その一部は基本協定書においても各条項として記載されているものも あるが、リスク分担表に記載された全ての事項が基本協定書に記載されてはいない。	(措置済) 平成28年3月1日に締結した「長崎県体育施設(長崎地区)の管理運営に関する基本協定書」の第9条第2項において、「甲乙それぞれの責任分担とリスク分担については、別紙3に示すとおりとする。」と定め、別紙においてリスク分担表を定めるよう改めました。	
p.236	保健課	長崎県体育施設の管理運営に関する基本協定書	(措置済) 平成27年度の事業報告書及び平成28年度の事業計画書において、収入欄に「県負担金(修繕費)」という項目を追加し、負担金の受入及び支出として会計処理を行うよう改めました。	

- 17 長崎県立総合体育館
- (5)特筆すべき事項

報告書頁	所管	項目	措置状況	措置計画又は今後の方向性
p.237	課	オ 売店の会計処理に関して(意見) 長崎県立総合体育館内において売店が設置されており、運営は指定管理者が行っている。 しかし、当該売店における会計処理は当施設に関する指定管理者の会計には反映されておらず、別の部門で計上されている。 売店事業に関しては、指定管理事業として総合体育館の会計に含めた場合、そもそも赤字事業であることから収支のパランスがおかしくなるという理由で除外 しているとの事である。 しかし、当該売店事業は指定管理者の自主事業として実施計画に記載されているものであり、指定管理事業として取り扱わないことに関しての合理的理由はないことから、総合体育館に関する会計区分に、売上及び売店に係る仕入、諸経費を計上することが望ましい(意見)。	(措置済) 指定管理者であるダイヤモンドスタッフ社においては、県の指定管理施設である県立総合体育館や県営野球場、小江原射撃場の他、長崎市の施設である長崎市立科学館の指定管理も行っております。従来は、上記施設の売店等にかかる仕入れや会計処理は、社内の指定管理部とは別部門の農業部で一括して行っておりましたが、包括外部監査管理部門に「販売グループ」として移管し、各施設の売店にかかる売上手数料を、各施設の会計に繰り入れるよう改めております。なお、ご指摘がありました県立総合体育館の売店についても、自主事業として指定管理事業会計に売店の売上手数料を計上するよう改めております。県としても、指定管理者とともに適正な会計処理の徹底に努めております。	
p.238	体育保健課	カ 指定管理事業間の収益計上誤りに関して(指摘事項) 県立総合体育館の指定管理事業に関する平成26年度の総勘定元帳を確認したところ、勘定科目のうち雑収入の中に、下記の取引が計上されていた。 ・平成26年7月10日 古田勝吉商店 射撃場自動販売機手数料 金額 34,878円 ・平成26年11月10日 射撃場 電気代利用者徴収 金額 5,300円 これは本来小江原射撃場に関する指定管理事業部門で計上すべき取引であり、県立総合体育館の収入として計上すべきではない。 このような誤りが生じないように、会計に関しての内部統制を強化し、適正な会計処理を行うべきである(指摘事項)。	(措置済) 指定管理者からは、今後適正に処理する旨確認 しております。県としても、指定管理者に対して適正 な会計処理を行うよう、改めて指導を行っており、今 後同様の誤りがないよう、県と指定管理者で適正な 会計処理の徹底に努めてまいります。	
p.238	体育保健課	キ 使用していない物品に関して(意見) 県立総合体育館において、今現在使用できず、放置されている物品(分類:備品、種目:衛生検査機器類、品目:その他、整理番号:14036-004)が確認された。 この物品に関しては物品管理簿からは削除されてはいるが、そのまま放置し続けることには問題があると言わざるを得ない。 早急に廃棄処分を行う事が望ましい(意見)。	(措置済) 平成28年3月25日に産業廃棄物処理を行い、廃棄 処分を完了しております。今後も適正な物品管理に 努めてまいります。	